

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	49 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	29 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年2月、同年3月及び62年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和56年2月及び同年3月
② 昭和62年12月
③ 昭和63年8月から平成元年9月まで

私は、昭和52年3月に会社を退職した後、国民年金に加入し、56年1月にA市からB市への転居の際も、同年2月及び同年3月の国民年金保険料は、転居前の同年1月中にA市で間違いなく納付し、以降は、B市で納付した。昭和63年8月に退職したときも、B市役所で国民年金への切替手続きを行い、毎月郵便局か銀行で納付してきたのに、納付記録が無いとされているのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は2か月及び1か月とそれぞれ短期間であるとともに、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失し、再度、資格を取得するまでの昭和52年4月から62年12月までについて、申立期間①及び②を除き国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立期間①について、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立期間前後の国民年金保険料は現年度納付していることが確認できる上、申立人は、昭和56年1月にA市からB市へ住所異動するに当たり、申立期間の保険料を異動前の同年1月中にA市で納付したと具体的に供述しているところ、B市国民年金被保険者名簿によると、申立人は、同年1月30日に、A市から転入していることが確認でき、申立人の供述と符合している。

さらに、申立期間②について、申立人は、申立期間直前の昭和62年11月の国民年金保険料を、厚生年金保険被保険者資格を取得した63年1月5日に納

付していることが確認でき、前述の状況も踏まえると、申立人は、申立期間①及び②の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間③のうち、昭和 63 年 8 月から平成元年 7 月までについて、B 市の国民年金被保険者名簿によると、昭和 63 年 1 月 5 日付けで国民年金被保険者資格を喪失し、平成元年 8 月 21 日付けで再取得した記録が確認できる上、申立人が所持する年金手帳には、同様の資格記録が記載されており、当該期間は、国民年金に未加入の期間であることから、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間③のうち、平成元年 8 月及び同年 9 月について、オンライン記録によると、申立人は、同年 8 月 21 日付けで B 市から C 市へ住所異動していることが確認できるが、上記年金手帳を見ると、当該住所変更及び婚姻に伴う氏名変更は同年 11 月 * 日と記載されていることから、この頃に国民年金に係る再加入手続きが行われたものと推認できるところ、申立人は、同市では国民年金保険料を納付した記憶は無いと供述している。

さらに、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 2 月、同年 3 月及び 62 年 12 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年5月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月から平成3年12月まで

私がA市に転入した平成4年頃、生活状況等の変化から将来のことを考え、国民年金の加入手続を行った。その際、それまでの未納期間についても国民年金保険料を納付できることを知り、申立期間の保険料を何度かに分けて金融機関で納付した。その合計金額は約20万円ぐらいだったと記憶している。私の年金記録について、申立期間の納付記録が無いことを知らされたが、納付できないので、詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年5月から同年12月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、5年6月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認され、この時点では、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であった。

また、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる上、オンライン記録において、申立期間直後の平成4年1月から同年3月までを過年度納付し、同年4月から5年3月までについても過年度納付しているものと推認できるところ、これらの保険料額と、加入手続時点で過年度納付が可能であった3年5月から同年12月までの保険料額の合計額は21万5,400円であり、申立内容とおおむね一致することから、申立人が当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和62年6月から平成3年4月までについては、

申立人の国民年金加入手続時点からみて、当該期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人は、保険料を遡って納付できなかったものと考えられる。

また、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間のうち、昭和 62 年 6 月から平成 3 年 4 月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 3 年 5 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年6月までの期間及び59年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から同年6月まで
② 昭和59年10月

私は、昭和51年に結婚してから、夫婦と共に国民年金保険料を一緒に納付してきたのに、夫は申立期間を納付済みであるのに、私だけ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は3か月及び1か月とそれぞれ短期間である上、申立人は、国民年金被保険者期間について、当該期間を除き、国民年金保険料を全て納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年4月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認され、申立期間①及び②の保険料を現年度納付することが可能であった上、申立人の夫に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳では、当該期間の保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立人の当該期間の保険料についても、申立人の夫の保険料と一緒に現年度納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を昭和28年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和31年3月30日）及び資格取得日（昭和31年4月16日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年1月31日から同年3月1日まで
② 昭和31年3月30日から同年4月16日まで
③ 昭和33年2月21日から同年5月21日まで

私は、A社に昭和27年4月5日に入社後、33年5月20日に退職するまで継続して勤務していたことは、技能者手帳からも明らかである。申立期間に係る厚生年金保険期間が無いとされているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する技能者手帳及び申立人の複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は、A社及び関連会社であるB社に継続して勤務し（昭和28年3月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和

28年1月の社会保険出張所（当時）の記録から、3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の所在が不明であり、当時の状況を確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険出張所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人はA社において、昭和30年8月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、31年3月30日に同資格を喪失後、同年4月16日に同事業所において再度同資格を取得しており、同年3月の申立期間②の被保険者記録が無い。

しかし、申立事業所の元専務は、「申立人は、昭和27年に入社以来、当社に継続して勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除していた。」と供述している上、当時現場で申立人と一緒に勤務していた13人の元同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和31年2月の社会保険出張所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険出張所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険出張所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険出張所は、申立人に係る昭和31年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険出張所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者得喪処理票によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日が昭和33年2月21日から同年3月31日に訂正されていることが確認できるものの、同社の元専務及び複数の同僚は、「先に営業及び現場の者が退職し、次に事務の者が退職した。」と供述しており、申立人が記憶する元同僚は、同年2月21日に被保険者資格を喪失している上、同人は、「失業保険を受給し、他社にア

ルバイトに行っていた。」と証言していることから、申立期間③における勤務実態について確認することができない。

また、申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和33年2月21日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成14年2月及び同年3月は47万円、同年4月及び同年5月は50万円、同年6月及び同年7月は47万円、同年8月から同年10月までは50万円、同年11月は44万円、同年12月から15年2月までは50万円、同年3月は41万円、同年4月から16年2月までは47万円、同年3月は44万円、同年4月から同年8月までは47万円、同年9月から17年1月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年10月1日から13年8月1日まで
② 平成14年2月1日から17年2月17日まで

私は、平成6年9月1日から17年2月16日まで、A社に勤務していたが、申立期間①及び②の標準報酬月額記録が、実際に受け取っていた報酬月額に比べて不当に低く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定しこれに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与支払明細書及び事業所が保管する支給控除一覧表で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、当該期間のうち、平成14年2月及

び同年3月は47万円、同年4月及び同年5月は50万円、同年6月及び同年7月は47万円、同年8月から同年10月までは50万円、同年11月は44万円、同年12月から15年2月までは50万円、同年3月は41万円、同年4月から16年2月までは47万円、同年3月は44万円、同年4月から同年8月までは47万円、同年9月から17年1月までは36万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているものの、申立人が所持する給与支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人は給与支払明細書を所持しておらず、事業主も支給控除一覧表を保管していないことから、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できない。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和24年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における資格喪失日は、25年5月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から同年7月27日まで
② 昭和24年9月9日から同年10月1日まで
③ 昭和24年10月1日から25年11月1日まで

私は、昭和24年4月1日から25年11月1日までの期間、宿舎となっていたB事業所（A社）に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入期間が24年7月から同年8月までの2か月間しか無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③のうち、昭和24年10月1日から25年5月1日までの期間については、県から提出のあった「^{ひょう}証憑書及び前渡資金支払証憑書」（以下「証憑書」という。）を見ると、申立人は、当該期間について、B事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、事務センターから提出のあったA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）を見ると、申立人は昭和24年10月1日に同事務所で資格を取得していることは確認できるが、資格喪失日が記載されていない上、本来、整備、保管されるべき書換え後の被保険者名簿が年金事務所に保管されていないなど、保険出張所における記録管理に不備がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 24 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の A 社における資格喪失日は、25 年 5 月 1 日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 24 年 10 月から 25 年 4 月までは 5,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①について、申立人は、「昭和 24 年 3 月に大学予科が廃校になったことから、同年 4 月から B 事業所で勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立人が申立時期に B 事業所で一緒に働いていたと記憶する元同僚 4 人について、事務センターにおいて、同事業所に係る厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、同センターでは、「当該 4 人とも、申立期間に係る被保険者記録を確認することができない。」と回答している。

また、当該事業所に係る被保険者名簿により、申立人が記載されているページの申立人の前後 300 人の元従業員を抽出し、所在が判明した 20 人に照会したところ 14 人から回答があり、そのうち、B 事業所で勤務したことがあると回答のあった 3 人は、「勤務期間が短期間であり、申立人のことは記憶に無い。」、他の 11 人も、「勤務場所が違うので申立人のことは記憶に無い。」とそれぞれ供述している上、当該 11 人のうち 2 人は、「当時の勤務は親方が仕切っていた。雇用条件や賃金が確立されていなかったことから、厚生年金保険も加入していなかった時期や勤務先もあった。」と供述しており、申立人の申立期間に係る勤務実態等を確認することができない。

さらに、当該事業所に係る被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人の申立期間に係る被保険者記録が確認できない上、県も、「A 社において、昭和 24 年 4 月及び同年 5 月の証憑書は保管しておらず、同年 6 月については当該事務所において証憑書は保管しているものの、申立人に係る証憑書は確認できない。」と回答している。

- 3 申立期間②について、申立人は、「当該期間も B 事業所に継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、前述の元従業員から、申立人の当該期間に B 事業所における勤務実態等についての証言を得ることはできない。

また、県から提出のあった A 社に係る昭和 24 年 9 月の証憑書を見ると、期間の記載は無いものの、給与は日割計算により基本給（4,000 円）の 8 日分に相当する 1,457 円が支給されている上、オンライン記録を見ると、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は同年同月 9 日であることが確認できることから、申立人は、当該月は 8 日まで勤務し、事業主により 8 日分の給与が支給されていることが推認できるが、当該給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、当該事業所に係る被保険者名簿及び旧台帳によると、申立人の当

該期間に係る被保険者記録を確認することができない。

- 4 申立期間③のうち、昭和 25 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、申立人は、「当該期間についても継続して勤務していた。」と主張しているところ、県から提出のあった同年 7 月の証憑書を見ると、申立人が同年 7 月 16 日に退職していることを示す記載が確認できることから、申立人は、期間は特定できないものの、少なくとも同年 7 月について、同日までは、B 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の元従業員から、申立人の昭和 25 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、B 事業所における勤務実態等についての証言を得ることはできない。

また、昭和 25 年 7 月については、県から提出のあった申立人に係る証憑書を見ると、事業主により給与は支給されているものの、当該月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、昭和 25 年 5 月、同年 6 月及び同年 7 月 17 日から同年 11 月 1 日までの期間については、県では、「同年 5 月及び同年 7 月 16 日以降については、A 社において、当該期間に係る証憑書は保管しているものの、申立人に係る証憑書が確認できない。同年 6 月については当該事務所において証憑書を保管していない。」と回答しており、いずれの期間についても、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、当該事業所に係る被保険者名簿及び旧台帳によると、申立人の当該期間に係る被保険者記録を確認することができない。

- 5 このほか、申立人が申立期間①、②及び③のうち、昭和 25 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間⑤及び⑥に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間⑤及び⑥に係る標準賞与額を、それぞれ9万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 6 月 30 日から同年 11 月 1 日まで
② 平成 17 年 11 月 1 日から 19 年 8 月 1 日まで
③ 平成 17 年 12 月 9 日
④ 平成 18 年 7 月 25 日
⑤ 平成 18 年 12 月 29 日
⑥ 平成 19 年 7 月 25 日

私は、A社から派遣された事業所で働いていたが、勤務期間及び実際に支払われた給与額や賞与額と、社会保険庁（当時）の厚生年金保険に係る被保険者期間及び標準報酬月額や標準賞与額に違いがあるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間②から⑥までについて、標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であり、これら

の標準報酬月額(標準賞与額)のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 オンライン記録によると、申立人の申立期間⑤及び⑥に係る賞与については、当初は記録されていないが、当該賞与に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年10月に、申立期間⑤に係る賞与については15万円に、申立期間⑥に係る賞与については17万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされている。

しかし、申立期間⑤及び⑥に係る賞与については、賞与明細書及びA社に係る賞与計算書(以下「賞与明細書等」という。)により、9万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該標準賞与額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与に関する届出を行っていないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間②のうち、平成17年11月及び18年10月の標準報酬月額については、A社に係る給与計算書により、17年12月、18年1月、同年3月から同年9月までの期間及び同年11月については、申立人が提出した給与明細書及び同社に係る給与計算書(以下「給与明細書等」という。)により、同年2月、同年12月、19年1月及び同年3月から同年7月までの期間については、申立人が提出した給与明細書により、事業主が、申立人の給与から控除していたと認められる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間②のうち、平成19年2月については給与明細書等が無く、控除された保険料額を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 4 申立期間③に係る賞与については、賞与明細書等により、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、申立期間④に係る賞与については、賞与計算書等によれば、当該賞与から控除された保険料額又は賞与額に見合う標準賞与額が、オンライン記録の標準賞与額を下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

5 申立期間①については、申立人が提出した給与明細書、A社が提出した労働者名簿及び雇用保険の加入記録により、申立人が同社において勤務していたことが確認できる。

しかし、A社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得および標準報酬決定通知書により、同社は、申立人について、平成17年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得する手続を行ったことが確認できる。

また、申立期間①のうち、平成17年6月30日から同年9月1日までの期間については給与明細書等により、同年9月1日から同年11月1日までの期間については同社に係る給与計算書により、申立人の給与から、厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 10 月 23 日まで
昭和 22 年 4 月 14 日に脱退手当金を支給した記録になっているが、当時、私は母と二人暮らしの上、A事業所に勤務していたのでお金に不自由はしていなかった。脱退手当金の制度を知らなかったし、そのような手続をした記憶も無いので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金が支給されたとされる昭和 22 年 4 月当時施行されていた厚生年金保険法では、被保険者期間が 3 年以上 20 年未満の者で生存期間中の場合は、資格喪失後 1 年の待期を経たときに脱退手当金の受給権が生じることとされていたところ、B事務センターが保管する申立てに係る事業所の喪失名簿において、申立人が記載されているページに記載されている元従業員 30 人（申立人を除く。）について調査したところ、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）が確認できた 26 人のうち、3 年以上の被保険者期間を有する 16 人中 15 人が資格喪失日から 1 年 3 か月以内に支給決定されており、このうち 14 人は 22 年 1 月 8 日又は同月 9 日に支給決定されていることが確認できるものの、当該元従業員と資格喪失日が同じ申立人については、資格喪失日から約 1 年 6 か月後の 22 年 4 月 14 日支給決定となっていることから、事業主による代理請求がなされた可能性は低い。

また、A事業所から提出された人事記録によると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金の支給日（昭和 22 年 4 月 14 日）当時、同事業所で勤務していたことが確認できる上、申立人は、「当時はA事業所に勤務しており、農家で母親と二人暮らしだったので、食べ物にもお金にも不自由はしていなかった。」と供述していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成7年2月から8年9月までは22万円、9年3月から11年6月までの期間及び12年10月から18年5月までの期間は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月1日から18年6月21日まで

私は、平成6年5月1日から18年6月20日まで、A社で勤務した。この期間、給料支給額には大きな変動はなかったにもかかわらず、厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、それぞれの期間によってまちまちになっていることに納得できないので、申立期間に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間のうち、平成13年1月から18年5月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与所得の源泉徴収票（平成13年分、16年分及び17年分）、市・県民税特別徴収税額の通知書（平成15年度分、16年度分及び18年度分）及び給与明細書（平成13年9月分、14年3月分から同年5月分、同年9月分、15年6月分、同年8月分、16年5月分、同年10月分、同年12月分、17年1月分から同年4月分、同年6月分から18

年6月分)により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の金額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成7年2月から8年9月までの期間、9年3月から11年6月までの期間、及び12年10月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、申立人は当該期間に係る保険料控除額を示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）を保管していないものの、申立人から提出された普通預金通帳により、申立てに係る事業所から、オンライン記録の標準報酬月額を上回るおおむね30万円以上の入金を確認できる上、複数の元従業員が保管する当該期間に係る給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に相当する標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人及び元従業員が保管する給与明細書並びに申立人が保管する源泉徴収票、市・県民税特別徴収税額の通知書において確認又は推認できる保険料控除額から、平成7年2月から8年9月までは22万円、9年3月から11年6月までの期間及び12年10月から18年5月までの期間は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付した旨回答しているものの、申立人の当該期間に控除されていたと確認又は推認できる保険料控除額に相当する標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、平成8年10月から9年2月までの期間及び11年7月から12年9月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された普通預金通帳において確認できる給与振込額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかしながら、A社では、「資料は保管していない。」と回答しており、当該期間の保険料控除額について確認できない。

また、申立人と同職種の元従業員から提出された給料明細書によると、当該期間において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額かこれを下回っていることが確認できる。

このほか、申立人が、当該期間において、その主張する標準報酬月額に相

当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年10月から9年2月までの期間及び11年7月から12年9月までの期間の標準報酬月額について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成5年11月から6年10月までは53万円、同年11月から7年10月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から7年11月21日まで

私がA社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額は、給与から控除された保険料額に見合う標準報酬月額と比べて低額となっている。調査の上、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年11月から7年8月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、5年11月から6年10月までは53万円、同年11月から7年8月までは59万円と記録されていたところ、7年9月27日付けで、5年11月1日に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、B厚生年金基金から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員台帳によると、申立人の平成5年11月から6年1月まで（申立事業所は、6年2月5日付けで任意脱退。）の標準報酬月額は53万円であることが確認できる。

さらに、申立人から提出された給与支給明細書によると、平成6年1月から同年10月までは標準報酬月額53万円、同年11月から7年8月までは標準報酬月額59万円に相当する支給額であることが確認でき、6年10月1日の定時決定の基礎となる期間の平均月収は、遡及訂正前の標準報酬月額に相当する額であったことから、上記の定時決定の訂正処理は、実態に即した処理ではないことが確認できる。

加えて、申立事業所において取締役だった者は、「社会保険事務所の徴収課長から、役員は、実際とは異なるが、報酬月額を約10万円にして、月々の保

険料額を少しでも下げないように指導された。遡って下げたかどうかは記憶に無い。」と証言しており、年金事務所が保管する不納欠損整理簿によると、申立事業所の平成2年度から7年度までの厚生年金保険料に滞納があったことが確認できる。

一方、申立事業所に係る閉鎖登記簿謄本によると、申立人は、遡及訂正処理が行われた平成7年9月当時は取締役だったことが確認できるところ、申立事業所の元経理事務担当者は、「申立人は、営業担当役員だった。社会保険事務や給与計算には関係していないと思う。」と証言している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成7年9月27日付けで、5年11月1日に遡って行われた訂正処理は、事実即したものと考えることは難しく、社会保険事務所が行った当該処理に合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

また、当該遡及訂正処理を行った日以降の期間の標準報酬月額については、オンライン記録によると、当該期間の標準報酬月額は、平成7年10月1日付けの定時決定において、9万8,000円と記録されているところ、定時決定が行われたのは、上記遡及訂正処理が行われた同年9月27日の2日後の同月29日であることが確認できることから、有効な記録訂正とは認められない上記処理に連動してなされた処理の結果であると考えることが適当であり、同月29日の定時決定における処理は、有効な処理であったとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成5年11月から6年10月までは53万円、同年11月から7年10月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間⑤及び⑥に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立期間⑤及び⑥に係る標準賞与額を、それぞれ11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 16 日から 19 年 8 月 1 日まで
② 平成 17 年 7 月 15 日
③ 平成 17 年 12 月 9 日
④ 平成 18 年 7 月 19 日
⑤ 平成 18 年 12 月 8 日
⑥ 平成 19 年 7 月 13 日

私は、A社から派遣された事業所で働いていたが、実際に支払われた給与額や賞与額と、社会保険庁(当時)の厚生年金保険に係る標準報酬月額や標準賞与額に違いがあるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額(標準賞与額)を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額(標準賞与額)の範囲内であり、これらの標準報酬月額(標準賞与額)のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 オンライン記録によると、申立人の申立期間⑤及び⑥に係る賞与については、当初は記録されていないが、当該賞与に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年10月に16万3,000円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされている。

しかし、当該期間に係る賞与については、A社に係る賞与計算書により、11万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該標準賞与額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与に関する届出を行っていないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

3 一方、A社に係る給与計算書によると、申立期間①において、事業主が、申立人の給与から控除していたと認められる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立人の申立期間②及び③に係る賞与については、A社に係る賞与計算書によれば、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、申立人の申立期間④に係る賞与については、A社に係る賞与計算書によれば、当該賞与から控除された保険料額又は賞与額に見合う標準賞与額が、オンライン記録の標準賞与額を下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和45年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から同年10月1日まで

私は、昭和45年4月1日にC社（現在は、D社）に入社し、56年8月31日まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格取得日が45年10月1日になっている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

E社（D社の社会保険事務を担当）から提出された従業員名簿、雇用保険の加入記録及びF健康保険組合の回答から、申立人が昭和45年4月からC社で勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した日と同日の昭和45年10月1日であることが確認でき、同社は、それより前の期間については、適用事業所としての記録が無い。

しかしながら、C社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員3人は、同社が厚生年金保険の適用事業所になるまでの期間は、同社の親会社であったA社B支店で厚生年金保険の被保険者となっていたことが確認でき、E社は、「申立期間に係る届出及び保険料納付については不明である。」と回答しているものの、C社の元営業部長は、「同社が厚生年金保険の適用事業所となるまでは、A社B支店で厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に加入し、給与から保険料を控除していた。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和45年10月のC社における社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「保険料を納付したか否かについては不明。」としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないことは、通常の処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年4月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成12年9月は19万円、15年6月は22万円、同年7月は18万円、同年8月及び同年9月は20万円、同年10月から16年8月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間⑧に係る標準賞与額の記録については、事後訂正の結果19万6,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の14万6,000円とされているが、申立人は、当該期間の賞与について、標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人の申立期間⑨に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間（支給日は平成18年12月29日）に係る標準賞与額の記録を14万6,000円に訂正することが必要である。

加えて、申立人の申立期間⑩に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、当該期間に係る標準賞与額の記録を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :

生年月日：昭和28年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 平成12年6月1日から19年8月1日まで
② 平成15年7月
③ 平成15年12月
④ 平成16年7月
⑤ 平成16年12月
⑥ 平成17年7月15日
⑦ 平成17年12月9日
⑧ 平成18年7月19日
⑨ 平成18年12月
⑩ 平成19年7月25日

私は、A社から派遣された事業所で働いていたが、実際に支払われた給与額や賞与額と、社会保険庁（当時）の厚生年金保険に係る標準報酬月額や標準賞与額に違いがあるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であり、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①のうち、平成12年9月、15年6月から16年6月までの期間及び同年8月については、申立人が提出した給与明細書により、また、同年7月は、申立人が提出した給与明細書及びA社に係る給与計算書（以下「給与明細書等」という。）により、申立人は、同社が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な保険料を給与から控除されており、当該期間の給与から控除された保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回ることが確認できる。

したがって、申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成12年9月は19万円、15年6月は22万円、同年7月は18万円、同年8月及び同年9月は20万円、同年10月から16年8月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は実際の給与より低い報酬月額を届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う上記期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 オンライン記録によれば、申立人の、申立期間⑧の賞与に係る標準賞与額については、当初14万6,000円（賞与支払日は、平成18年7月25日）と記録されていたが、当該賞与に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年10月に14万6,000円から19万6,000円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（19万6,000円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（14万6,000円）となっている。

しかし、当該期間に支給された賞与については、申立人が提出した賞与明細書及びA社に係る賞与計算書（以下「賞与明細書等」という。）により、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該標準賞与額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間の賞与に関する届出を社会保険事務所に対し誤って行い、また、当該賞与に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 4 申立期間⑨について、申立人の当該期間の賞与については、申立人が提出した賞与明細書から、申立人は14万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、元同僚に係る賞与支払日から、申立人の当該期間に係る賞与支払日は、平成18年12月29日であると認められる。

また、申立人の当該標準賞与額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与に関する届出を行っていないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 5 オンライン記録によると、申立人の、申立期間⑩に係る賞与については、当初は記録されていないが、当該賞与に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年10月に、当該期間に係る賞与については20万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされている。

しかし、当該期間に係る賞与については、賞与明細書等により、9万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該標準賞与額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与に関する届出を行っていないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 6 一方、申立期間①のうち、平成12年6月から同年8月まで、同年10月、同年11月、13年12月から15年5月まで、17年6月から同年11月まで、18年1月、同年2月、同年6月から19年2月まで、同年6月及び同年7月までの標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書により、12年12月から13年11月まで、16年9月から17年5月まで、18年3月から同年5月まで、19年3月から同年5月までについては給与明細書等により、事業主が、申立人の給与から控除していたと認められる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録による標準報酬月額と同額又は下回る額であることが確認できることから特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間①のうち、平成17年12月については給与明細書等が無く、控除された保険料額を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 7 さらに、申立人の、申立期間②から⑤までに係る賞与については給与明細書により、申立期間⑥及び⑦に係る賞与については賞与計算書等により、当該期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成13年11月から15年3月までは28万円、同年4月及び同年5月は32万円、同年6月は28万円、同年7月は30万円、同年8月は26万円、同年9月は28万円、同年10月は32万円、同年11月は28万円、同年12月は32万円、16年1月は28万円、同年2月は34万円、同年3月及び同年4月は32万円、同年5月から同年10月までは28万円、同年11月は34万円、同年12月は30万円、17年1月は26万円、同年2月から同年4月までは34万円、同年5月から18年8月までは28万円、19年4月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成15年7月25日、同年12月25日、16年7月25日及び同年12月25日は30万円、17年7月25日は32万5,000円、同年12月25日及び18年7月25日は35万円、同年12月25日は40万円、19年7月25日は35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年10月25日から19年8月1日まで
② 平成15年7月25日
③ 平成15年12月25日
④ 平成16年7月25日
⑤ 平成16年12月25日

- ⑥ 平成 17 年 7 月 25 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 25 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 25 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 25 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 25 日

平成 13 年 10 月 25 日から 19 年 8 月 1 日までに A 社に勤務した期間の標準報酬月額及び標準賞与額に疑義がある。調査願いたい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書及び市県民税納税通知書により確認及び推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①のうち、平成 13 年 11 月から 15 年 3 月までは 28 万円、同年 4 月及び同年 5 月は 32 万円、同年 6 月は 28 万円、同年 7 月は 30 万円、同年 8 月は 26 万円、同年 9 月は 28 万円、同年 10 月は 32 万円、同年 11 月は 28 万円、同年 12 月は 32 万円、16 年 1 月は 28 万円、同年 2 月は 34 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 32 万円、同年 5 月から同年 10 月までは 28 万円、同年 11 月は 34 万円、同年 12 月は 30 万円、17 年 1 月は 26 万円、同年 2 月から同年 4 月までは 34 万円、同年 5 月から 18 年 8 月までは 28 万円、19 年 4 月は 32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「資料が無いので確認できない。」と回答しているものの、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②から⑩までについて、申立人が所持する賞与明細書により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料額から、平成 15 年 7 月 25 日、同年 12 月 25 日、16 年 7 月 25 日及び同年 12 月 25 日は 30 万円、17 年 7 月 25 日は 32 万 5,000 円、同年 12 月 25 日及び 18 年 7 月 25 日は 35 万円、同年 12 月 25

日は40万円、19年7月25日は35万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「資料が無いので確認できない。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成13年10月については、給与明細書において保険料控除額が確認できない。

このほか、申立人に係る当該期間の報酬月額や保険料控除額を確認できる資料は無く、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらないことから、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間①のうち、平成18年9月から19年3月までの期間及び同年5月から同年7月までの期間については、給与明細書により確認できる報酬月額及び保険料控除額のそれぞれに基づく標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額かこれを下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年11月1日から21年4月1日までの期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を20年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を70円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から21年4月1日まで

私の父は、昭和18年4月にD社（後のA社、現在はC社）に入社したが、19年10月にE社に徴用され、終戦後の20年10月にA社B支店に復職し、60年10月まで勤務していた。

しかし、A社B支店における昭和20年10月1日から21年4月1日までの年金記録が無いので調査の上、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和20年11月1日から21年4月1日までの期間については、C社から提出された人事記録により、申立人は、当該期間にA社B支店に勤務していたことが確認できる。

また、C社は、「人事記録により当社での在籍が確認できる昭和20年11月1日から21年4月1日までの期間は、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと考えられる。」と回答している。

これらのことから、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の元従業員の

厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、70 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間のうち、昭和 20 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間については、C 社から提出された人事記録によると、申立人は、18 年 11 月 15 日に E 社に転籍後、20 年 11 月 1 日に A 社 B 支店に復籍していることが確認でき、申立人は、当該期間に同社に勤務していなかったことが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び E 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 20 年 10 月 1 日に E 社で厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、E 社は、「当時の関係資料が保存されていないため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等は不明である。」と回答している。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年5月1日、資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月1日から同年12月1日まで

私の夫は、昭和45年5月1日にA社B工場に転勤になり工場長として47年4月1日まで継続して勤務していたが、国の記録によると45年12月1日にこの同工場へ転勤になっており、7か月の記録が無いことに納得できないので記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出のあった給与支払明細書及びA社の回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和45年5月1日に同社C事業所から同社所管のD支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支払明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額から10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の給与支払明細書では、毎月、厚生年金保険料を徴収しているが、納付した事実を確認できる資料は不明であるため証明できない。しかし、毎月、給与から保険料を引き去りしている以上、保険料の納付が未納であったとは考えにくいと推察する。」としているが、申立人のA社に係る健康保険厚

生年金保険被保険者原票によると、昭和45年5月1日に被保険者資格を取得していることが確認できるものの、同原票の進達記録の欄には「取得取消45.10.31」の記載が確認できることから、事業主から申立人に係る当該取得及び取得取消に係る届出が行われ、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月31日から同年8月1日まで

私は、平成13年4月1日にA社に入社後、14年7月31日に退職するまで勤務しており、同年分給与所得の源泉徴収票によると、同年7月分の厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、「申立人は、平成14年7月31日まで勤務していた。」と回答しており、申立人が所持する14年分給与所得の源泉徴収票によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成14年6月の社会保険事務所(当時)の記録及び上記同年分給与所得の源泉徴収票から確認できる保険料控除額から11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人の資格喪失日について事業主は、「退職日と喪失日が同一の日であると間違えて、資格喪失日を平成14年7月31日で届出をしている可能性がある。」と回答していることから事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納

入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和25年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月30日から同年6月1日まで
昭和19年から平成4年までの間、A社に継続勤務しているが、申立期間の年金記録が空白期間となっているので、記録を訂正してほしい。
(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る個人プロフィール及び社員経歴台帳、同社の回答、並びに申立人に係る雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和25年6月1日に同社B営業所から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所に係る昭和25年4月の社会保険出張所（当時）の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険出張所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が平成2年4月1日、資格喪失日が同年6月1日とされ、当該期間のうち、同年5月31日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、事業主は、申立人が主張する同年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該記録を取り消し、申立人の同社同支店における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、17万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月31日から同年6月1日まで
平成2年4月1日から3年9月1日までA社に勤務していたが、2年6月1日付けでC支店からD支店に異動した際の厚生年金保険の記録が欠落しているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が平成2年4月1日、資格喪失日が同年6月1日とされ、当該期間のうち、同年5月31日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかし、B社から提出された申立人に関する人事システムの社員原簿画面、企業年金連合会が管理する申立人に関するE厚生年金基金の中脱記録照会（回答）、及びF健康保険組合の健康保険資格証明書から、申立人がA社に継続して勤務し（平成2年6月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、上記の厚生年金基金の記録によると、申立人のA社C支店における資格喪失日は平成2年6月1日となっており、B社では「申立期間当時、厚生年

金保険と厚生年金基金の資格喪失届は複写式の届出用紙を使用していたはずである。」と回答していることから、厚生年金基金に提出されたものと同一のものを社会保険事務所に届け出たものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成2年6月1日にA社C支店に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録及び申立人のA社C支店に係る平成2年4月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から8年9月までの期間、9年4月から10年3月までの期間及び18年1月から19年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年7月から8年9月まで
② 平成9年4月から10年3月まで
③ 平成18年1月から19年3月まで

私は国民年金のことは全て父親に任せていたため、詳細は分からない。しかし、父親によると、当時まとまった期間の保険料の納付書が自宅に届き、期限内に納付しなければ納付ができなくなるとの案内があったので、慌てて納付したと聞いている。父親が納付したと話していたため、申立期間の保険料を納付していると思う。詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、まとまった期間の国民年金保険料の納付書が自宅に届いたので、申立期間①及び②の保険料を遡って納付し、その後、申立期間③の保険料についても納付してくれたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の基礎年金番号は平成10年6月9日に付番されており、この時点では、8年4月以前は既に時効により保険料を納付できない期間である上、オンライン記録において、同年5月から同年9月までを過年度納付したとする記録は見当たらない。

なお、申立人に対して、従前に発行された厚生年金保険記号番号を基礎年金番号とする年金手帳が平成10年10月29日に交付されているが、申立人は、その直後の同年10月30日に8年10月から9年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることがオンライン記録で確認できる。

また、申立期間②及び③について、オンライン記録において、国民年金保険

料を現年度納付又は過年度納付したとする記録は見当たらない上、当該期間に係る納付書はコンピューターにより作成され、OCR（光学式文字読取機）により入力されることから、納付記録が漏れたとも考え難い。

さらに、申立期間③について、社会保険事務所（当時）は、申立人に対し、平成18年2月から21年4月にかけて電話又は個別訪問により、計9回にわたって国民年金保険料の納付督促を行っていることがオンライン記録で確認でき、保険料の未納があったことがうかがえるものの、当該期間の保険料を納付した記録は見当たらない。

加えて、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の父親及び申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から6年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から6年6月まで

私は、父親から、会社を退職したときの届出など各種手続を教えてもらい、国民年金保険料を納付した記憶がある。また、机の引出しを整理したときに領収書を捨てた記憶もあり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後の申立期間について、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間について、国民年金の被保険者資格を取得していることが必要であるが、申立人が所持する年金手帳、A市の国民年金資格記録及び国民年金収納記録において、申立人は、平成14年1月18日に国民年金の被保険者資格を取得していることが記録されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、平成14年1月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、国民年金の被保険者資格を取得した同年1月から15年3月までの国民年金保険料は納付済みであることがオンライン記録で確認できる。

また、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から9年3月まで

私は、学生であったこともあって、20歳からは国民年金に加入していなかったが、母親が、平成8年3月頃に、A町役場で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その際、母親は、20歳まで遡って納付したいと申し出たところ、2年間しか遡れないと言われたため、妹の平成7年度の1年分と一緒に私の平成6年3月から8年2月までの2年分として約42万円を同年3月18日に役場で一括納付した。その後、同年3月から9年3月までについては、毎月、1万1,100円を納付書で金融機関等において納付したので、調査してほしい。なお、当時の家計簿を提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、平成8年3月頃にA町役場で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間を含む6年3月から8年2月までの国民年金保険料を同年3月18日に一括で納付し、同年3月から9年3月までについては毎月、1万1,100円を納付書で納付してくれたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年3月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、その時点で時効とならず、納付可能な6年2月から7年3月までの保険料は、8年3月25日から9年5月1日までにかけて、毎月、過年度納付していることがオンライン記録により確認できる上、申立人から提出された家計簿（8年12月から9年4月まで）により確認できる保険料額及び納付年月日から、申立人の母親が納付していた保険料は8年12月から9年4月までの保険料ではなく、6年11月から7年3月までの過年度保険料とみるのが妥当である。

また、申立人は、その母親が役場で一括納付した領収書は一枚の領収書であったとしているが、平成7年3月までは過年度保険料であり、同年4月以降は現年度保険料となることから国庫金である過年度分を含めて一枚の納付書で納付したとする主張は不自然である。

さらに、申立人は、上記の一括納付後は、毎月、納付書により国民年金保険料を納付したとしているが、当時の納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されることから、納付記録が連続して漏れたとは考え難い。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 2732 (事案 694 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 2 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月から平成 3 年 3 月まで

私が 20 歳になったとき、A 地方の大学に通っており、B 県に住んでいたが、住民票は実家がある C 市から移していなかった。そのため、実家で父親が私の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。私が大学院に進学した平成 3 年 4 月から 5 年 3 月までは納付記録があるのに、前回の申立てが認められなかった審議結果に納得できないので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が所持している年金手帳には、平成 3 年 4 月 1 日に初めて国民年金の被保険者になったことの記載があり、申立期間は被保険者とされていない上、社会保険庁(当時)及び C 市の記録においても、申立人の申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない期間であったものと考えられること、ii) 申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡が見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 11 月 12 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てしている。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには国民年金の被保険者であることが必要であるが、申立人が被保険者資格を取得したのは、前回通知のとおり、学生が国民年金に強制加入することとされた平成 3 年 4 月 1 日とされていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人の父親は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられ、申立人及びその父親から新たな資料の提出も無い。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月

私は、20歳になった平成7年*月当時、大学生でA市内に下宿していたので、国民年金のことはB市の実家の母親に全て任せていた。20歳の頃であったかどうか分からないが、母親から、「障害者になった場合に無年金となるので、国民年金保険料を納付している。」と聞かされた記憶がある。

また、いつ頃かはっきりしないが、既に納付していた2か月分の保険料について、区役所から未納の通知が届いたため納付したところ、二重払いとなりその後還付されたことがある。

申立期間の納付記録が無く、未納とされていることについて、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した平成7年*月以降に申立人の母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立期間当時、申立人の母親が国民年金保険料を納付するためには、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人は基礎年金番号が平成9年12月3日に付番されていることがオンライン記録で確認できることから、この頃に申立人の加入手続きが行われたものと推認され、この時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立人の母親は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、基礎年金番号が付番された時点で納付が可能であった申立期間直後の平成7年11月及び同年12月の国民年金保険料を9年12月5日に

過年度納付していることが確認できる上、当該期間の保険料を同年 12 月 26 日に重複納付したため、10 年 1 月 19 日付けで申立人に対して還付決議されていることがオンライン記録で確認できる。

また、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

昭和37年4月頃、妻が私の母親に勧められ、私の国民年金の加入手続きを行い、婦人会の集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。保険料を納付してくれていた妻は、36年4月から保険料が納付済みとなっており、私の申立期間の保険料が未納となっているとは考え難いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、昭和37年4月頃に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から、昭和39年9月から同年10月までの間に払い出されたものと推認でき、申立内容とは符合しない上、申立人が所持している「国民年金手帳預り証」の検認票から、婦人会の集金人による保険料の徴収が同年9月から開始されていることが確認できる。

なお、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和35年12月に払い出されていることが確認できる。

また、上記の国民年金手帳記号番号の払出時点で、申立期間の国民年金保険料は、過年度保険料となるが、国庫金である過年度保険料を婦人会の集金人に納付することはできない上、A町の国民年金被保険者名簿及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳の記録から申立期間は未納であり、昭和39年4月から納付されていることが確認できる。

さらに、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から3年7月までの期間、11年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年1月から3年7月まで
② 平成11年2月及び同年3月

私は平成3年に結婚し、前年の国民年金保険料の納付状況を確認したところ、納付していないことが分かり、A県B市役所で国民年金の加入手続を行った。保険料は両親に相談して、約20万円を借り、私の貯金と合わせて未納期間の保険料を数回に分けて納付した。それからは、毎年、C市D役所から送付される納付状況を記載したはがきにより未納期間が無いことを確認していた。

また、平成11年2月及び同年3月の保険料も未納とされているが、私は結婚してから一度も納め忘れたことは無く、区役所で何度も20歳以降の未納期間は無いとの確認を受けていたので、合計33か月も未納期間があるとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年頃、B市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を遡って数回に分けて納付し、申立期間②の保険料についても納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の資格記録により、平成5年頃にC市D地区で払い出されていることが推認できることから、申立人は、この頃に同区において加入手続を行ったものと推認され、申立内容と符合しない上、オンライン記録において、同年9月から6年5月にかけて申立期間①直後の3年8月から5年3月までの保険料（計18万8,400円）を過年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間①は既に時効により保険料を納付で

きない期間である。

また、申立期間②について、申立人に係るC市の国民年金収滞納リストにおいて国民年金保険料を現年度納付した記録は見当たらず、オンライン記録においても過年度納付したとする記録は見当たらない上、当該期間に係る納付書はコンピューターにより作成され、OCR（光学式文字読取機）により入力されるものであることから、納付記録が漏れたとも考え難い。

さらに、申立人の氏名を婚姻前の氏名を含めて複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月から8年3月まで

私は、20歳を過ぎた頃、母親に勧められて、A県B市役所で国民年金の加入手続を行い、毎月、同市役所で国民年金保険料を納付していた。20歳になれば国民年金に加入する義務があると思っていたので、申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳を過ぎた頃、B市役所で国民年金の加入手続を行い、毎月同市役所で国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、オンライン記録によると、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は、平成9年1月に付番された基礎年金番号により、11年2月27日と記録されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、B市では、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付記録がある者については、翌年度の5月頃に国民年金収滞納一覧表を作成するとしているが、申立人に係る同市の国民年金収滞納一覧表は作成されておらず、申立人が同市で加入手続を行い、保険料を納付した形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から62年9月まで
私は昭和62年頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、同年9月頃、同市役所で申立期間の国民年金保険料を遡って一括納付した記憶があるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、同年9月頃、同市役所で申立期間の国民年金保険料を遡って一括納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び前後の被保険者の記録から、平成元年12月から2年2月までの間にA市で払い出されていることが確認できることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、上記の国民年金手帳記号番号払出時点において、申立人は、時効とならず納付可能であったと考えられる昭和62年10月からの国民年金保険料を過年度納付していることが、オンライン記録より確認できるものの、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月から60年9月まで

私は、昭和57年*月頃、勤務先の事業主に、「20歳になったら国民年金を納付しなさい。」と勧められ、場所は覚えていないが国民年金の加入手続きを行い、1年ごとにまとめて国民年金保険料を納付していた。失業中も納付しているのに、働いているときに納付していないはずがないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年*月頃、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、A市の「国民年金手帳払出簿」によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年2月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続きを行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続きの時点において、申立期間のうち、昭和57年12月から58年3月までは過年度納付、同年4月以降は現年度納付が可能であるものの、申立人に係るA市の国民年金台帳（納付記録詳細）において、当該期間の国民年金保険料を現年度納付した記録は見当たらず、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びオンライン記録においても、申立期間の保険料を過年度納付した記録は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から2年3月まで

私は、結婚後1年もたたないうちに、それまでの国民年金保険料を全額、支払うように納付書が送られてきたので、慌てて義父にお金を借りて、夫婦二人分の保険料を遡って一括で納付した記憶があり、申立期間が未納とされている現在の年金記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付書が届き、夫婦二人分の未納となっていた保険料をまとめて納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年10月に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、当該加入手続の時点で、申立期間は過年度納付が可能であるものの、A市の国民年金台帳及びオンライン記録のいずれにおいても、申立人が申立期間を過年度納付した記録は見当たらない。

なお、申立人夫婦は、申立期間直後の平成2年4月から同年10月までの期間及び3年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を、上記加入手続後の2年10月24日に一括して現年度納付していることがオンライン記録により確認でき、その納付した保険料の合計額は、夫婦二人で16万8,000円である。

また、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月から平成2年3月まで

私は、結婚後1年もたたないうちに、それまでの国民年金保険料を全額、支払うように納付書が送られてきたので、慌てて父親にお金を借りて、夫婦二人分の保険料を遡って一括で納付した記憶があり、申立期間が未納とされている現在の年金記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付書が届き、夫婦二人分の未納となっていた保険料をまとめて納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年10月に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、当該加入手続の時点で、申立期間のうち一部は既に時効により保険料を納付することはできず、昭和63年9月から平成2年3月までは過年度納付が可能であるものの、A市の国民年金台帳及びオンライン記録のいずれにおいても、申立人が申立期間を過年度納付した記録は見当たらない。

なお、申立人夫婦は、申立期間直後の平成2年4月から同年10月までの期間及び3年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を、上記加入手続後の2年10月24日に一括して現年度納付していることがオンライン記録により確認でき、その納付した保険料の合計額は、夫婦二人で16万8,000円である。

また、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月から9年3月までの期間及び同年6月から12年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年8月から9年3月まで
② 平成9年6月から12年1月まで

私は、平成9年7月からアルバイトとして働いていた期間及び12年2月から別の会社に転職し、正規職員として働いていた期間に、国民年金保険料の納付書が送られてくる都度、金融機関で納付した。13年3月31日に退職した際、A市役所へ相談に行き、在職中に納付できずに残った保険料を同市役所の窓口で一括納付したのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、平成9年7月から13年3月までの在職中に、送付された納付書で納付し、納付できなかった期間については、同年3月の退職後に、A市役所の窓口で一括して納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①に係る国民年金の資格記録及び申立期間②に係る平成9年6月24日の資格取得日については、10年7月15日付けで追加入力されていることがオンライン記録により確認でき、申立期間①及び②については、当該時点以降において、過年度納付及び現年度納付により、国民年金保険料を納付することは可能であったものの、オンライン記録では、申立期間①及び②を納付した形跡は見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、平成9年1月以降の期間であり、送付する保険料の納付書は機械印字され、OCR(光学式文字読取機)で入力されるなど、収納事務は電算処理により取り扱われていることから、金融機関等で納付したとする記録が、同一人に対して複数回に

わたり欠落するとは考え難い。

さらに、在職中に納付できなかった国民年金保険料について、平成13年3月以降に、A市役所の窓口で一括して納付したと供述しており、当該時点で納付が可能な申立期間の保険料は、全て過年度保険料となるところ、A市によると、国庫金となる過年度保険料は、同市役所の窓口では納付できなかったとしている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月及び同年7月

私は、20歳になった平成5年*月頃、国民年金の加入手続を行い、当時学生で収入が無かったため、親からの仕送りの中から国民年金保険料を納付しており、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年*月頃、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、A市の国民年金索引個人表示画面によると、申立人の国民年金加入に係る届出年月日は、平成5年8月10日と記録されており、申立人は、この日に国民年金の加入手続を行ったものと推認されることから、当該時点において、申立期間は現年度納付が可能であるものの、オンライン記録において、申立期間を納付した記録は見当たらない。

また、申立人は、上記加入手続の時点において、同じく現年度納付が可能であった申立期間直後の平成5年8月から6年1月までの国民年金保険料を、7年9月21日に過年度納付していることがオンライン記録により確認でき、当該納付日において、申立期間は既に時効による納期限を経過していることから、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月から同年11月まで

私は、20歳になった平成6年*月頃、国民年金の加入手続を行い、当時学生で収入が無かったため、親から国民年金保険料を出してもらって納付しており、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年*月頃、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により、平成8年12月頃に払い出されていることが確認できることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない上、当該加入手続時点において、申立期間のうち一部は既に時効により国民年金保険料を納付することはできず、6年11月は過年度納付が可能であるものの、オンライン記録において、当該月を過年度納付した記録は見当たらない。

また、平成8年12月25日付けで、申立人に対して過年度納付書が作成されていることがオンライン記録により確認できることから、この時点において、6年11月から8年3月までの期間に国民年金保険料の未納期間があったことが推認できるところ、申立人は、申立期間直後の6年12月から8年3月までの保険料を9年1月6日に過年度納付していることが確認でき、当該納付時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年9月までの期間、4年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から同年9月まで
② 平成4年4月及び同年5月

私は、被用者年金保険から国民年金への切替手続は行っており、申立期間当時、月1回は必ず銀行に行っていたので、毎月、銀行窓口で現金を引き出し、その場で国民年金保険料を納付していた。納付しなかったという記憶は無く、納付したはずであるのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金への切替手続を行い、毎月、銀行で国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年6月に払い出されており、オンライン記録によると、同手帳記号番号における国民年金の資格記録は、60年4月1日付けで資格を取得し、平成2年4月1日付けで資格を喪失していることが確認できるものの、申立期間に係る資格記録は見当たらない。

また、申立人の基礎年金番号は、平成9年1月時点で加入中の厚生年金保険の記号番号で付番されており、上記国民年金手帳記号番号は、同基礎年金番号と統合されていることが確認できることから、申立期間①及び②に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録は、同年7月14日に追加入力されていることがオンライン記録により確認できることから、申立期間当時は国民年金に未加入の期間であったものと推認される上、当該追加入力の時点では、申立期間①及び②の国民年金保険料は、時効による納期限が経過していることから、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から45年5月までの期間、46年1月、同年2月、同年6月、51年4月から同年6月までの期間及び59年5月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月から45年5月まで
② 昭和46年1月及び同年2月
③ 昭和46年6月
④ 昭和51年4月から同年6月まで
⑤ 昭和59年5月から同年9月まで

私は、親に勧められて、昭和45年7月頃に国民年金に加入し、年金をもらうために苦しい中から国民年金保険料を納付していたが、年金記録を確認したところ、複数期間が未納とされていることが分かった。当時の領収書は、処分して今では無いが、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年7月頃、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきたと主張している。

しかしながら、申立期間①、②及び③について、A市の「国民年金手帳払出簿」によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年3月に払い出されていることが確認でき、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認されることから、申立内容とは符合しない上、当該払出し時点において、申立期間①、②及び③の保険料は既に時効により納付できない期間である。

また、申立期間④及び⑤について、A市の国民年金台帳において、当該期間を現年度納付した記録は見当たらず、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間を過年度納付した記録も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月

私は、母に勧められ、20歳の誕生日前日の平成5年*月*日、市役所で国民年金の加入手続きを行い、同日、窓口で申立期間の国民年金保険料を納付し、年金手帳の交付を受けたので、申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の誕生日前日の平成5年*月*日、国民年金の加入手続きを行い、同日、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年10月に払い出されたことが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続きが行われたものと推認され、申立内容とは符合しない上、当該加入手続き時点において、申立期間の保険料は、過年度納付が可能であるものの、オンライン記録において、当該月を過年度納付した記録は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間直後の平成6年1月から同年3月までの国民年金保険料を8年2月29日に過年度納付したことが確認できるところ、当該納付時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成21年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年7月から同年10月まで
会社を辞めて無職になったため、申請免除手続きを行い、平成21年1月から免除期間とされていたが、申立期間の納付書が郵送されてきたので、A市で相談したところ、申立期間は免除期間が更新されておらず、遡って免除できないとのことであったので、申立期間の国民年金保険料として約5万円を同年10月に最寄りの金融機関かコンビニエンスストアで納付書により一括納付したはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料として約5万円を平成21年10月に一括して納付したはずであると主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の基礎年金番号は、平成9年7月24日に付番されていることが確認できるものの、申立期間の保険料は未納であることがオンライン記録により確認できる。

また、申立期間当時の納付書は、コンピューターにより作成され、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、納付記録が漏れるとは考え難い。

なお、申立人は、平成21年9月28日及び同年11月2日に合計4万3,400円の国民健康保険料を納付していることがA市の保管する納付記録により確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月から62年6月まで

私は、短期大学を卒業した昭和53年春頃、両親に勧められ、A市役所で国民年金の加入手続を行い、送付されてきた納付書により、金融機関で3、4か月ごとに申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料を未納とした記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年春頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、金融機関で3、4か月ごとに国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年9月にB町で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、時効とならず納付可能であった昭和62年7月以降の国民年金保険料を遡って納付をしていることがオンライン記録により確認できるものの、上記の国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間の保険料は既に時効により納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
② 昭和 44 年 9 月 30 日から 46 年 3 月 16 日まで
③ 昭和 46 年 7 月 2 日から同年 8 月 21 日まで
④ 昭和 46 年 10 月 21 日から同年 12 月 23 日まで
⑤ 昭和 47 年 4 月 10 日から 51 年 3 月 21 日まで
⑥ 昭和 51 年 9 月 1 日から 56 年 5 月 1 日まで

申立期間①から⑥までのそれぞれの事業所について、当時の月給よりオンライン記録の標準報酬月額が低いと思うので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社（現在は、B社）で勤務をしていた当時の月給より、オンライン記録の標準報酬月額が低い。」と主張している。

しかしながら、B社では、「資料を保存しておらず、申立てどおりの厚生年金保険に係る届出及び保険料納付を行ったかは不明であるが、届け出た標準報酬月額に基づく保険料のみを控除していたと考えられる。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、申立人と同日の昭和 44 年 4 月 1 日に資格を取得した元従業員 39 人（申立人を除く。）及び申立人が記憶する同職種の元同僚一人の合計 40 人について調査したところ、申立人と同年代の女性の元従業員 12 人と比較して、申立人の標準報酬月額のみが低額であるとの事情も見当たらない上、当該 12 人のうち、所在が確認できた 9 人に照会したとこ

る、回答があった5人（申立人が記憶する同職種の元同僚一人を含む。）に給与明細書を保管する者はいないことから、元従業員の報酬月額及び保険料控除について確認することができず、当該5人のうちの1人は、「申立期間①当時の給料額とオンライン記録の標準報酬月額は一致している。」と証言しており、残りの4人は、「自身の標準報酬月額が当時の月給と一致しているか否か分からない。」と証言している。

さらに、A社に係る被保険者原票によると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致する上、訂正等がなされた形跡は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「C社で販売の仕事をしていた当時の月給より、オンライン記録の標準報酬月額が低い。」と主張している。

しかしながら、C社では、「申立てどおりの厚生年金保険に係る届出、保険料控除及び保険料納付は、いずれも行っていない。」と回答している上、同社から提出された申立人に係る「社会保険被保険者台帳」において確認できる標準報酬月額及び保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額及びそれに基づく厚生年金保険料額と一致することが確認できる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人の氏名が記載されているページ及びその前後8ページの元従業員79人（申立人を除く。）のうち、申立人と同年代である9人及び申立人が記憶する元同僚2人の合計11人について調査したところ、他の従業員と比較して申立人の標準報酬月額のみが低額であるとの事情は見当たらない上、当該11人のうち、所在が確認できた3人に照会したところ、唯一回答があった一人は、「当時の給与明細書は保管しておらず、自身の標準報酬月額が当時の月給と一致しているか否か分からない。」と証言している。

さらに、C社に係る被保険者名簿によると、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致する上、訂正等がなされた形跡は見当たらない。

3 申立期間③について、申立人は、「D社で仕事をしていた当時の月給より、オンライン記録の標準報酬月額が低い。」と主張している。

しかしながら、D社では、「申立てどおりの厚生年金保険の標準報酬月額に係る届出は行っていない。賃金台帳等の資料は保存していないが、届け出た標準報酬月額に基づく保険料のみを給与から控除していたはずであり、当該標準報酬月額に基づく保険料を超える保険料を納付していないと考えられる。」と回答している上、同社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」並びに「同資格喪失確認通知書」において確認できる標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致することが確認できる。

また、E健康保険組合から提出された申立人に係る「被保険者台帳」において確認できる標準報酬月額及びF企業年金基金から提出された申立人に係る「厚生年金基金中途脱退者年金現価相当額計算書（中途脱退者名簿）」において確認できる標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致することが確認できる。

さらに、D社に係る被保険者原票において、申立人の健康保険の整理番号の前後26人の元従業員の生年月日及び標準報酬月額を見ると、申立人と同年代の元従業員と比較して申立人の標準報酬月額のみが低額であるとの事情も見当たらない上、当該26人のうち、申立人と同様に昭和46年7月に資格を取得した申立人と同年代の元従業員4人に照会したところ、回答があった3人に給与明細書を保管する者はいないことから、元従業員の報酬月額及び保険料控除について確認することができず、そのうちの一人によると、「申立期間③当時の給料額とオンライン記録の標準報酬月額は一致している。」と証言している。

加えて、D社に係る被保険者原票によると、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致する上、訂正等がなされた形跡は見当たらない。

4 申立期間④について、申立人は、「G社で仕事をしていた当時の月給より、オンライン記録の標準報酬月額が低い。」と主張している。

しかしながら、G社は既に破産廃止決定確定し、当時の代表取締役は死亡している上、当時の取締役及び同社の破産時の代表取締役等に照会しても、回答を得ることができないことから、申立人の申立期間④当時の厚生年金保険料控除について確認できない。

また、G社に係る被保険者原票において、申立人の健康保険の整理番号の前後14人の元従業員の生年月日及び標準報酬月額を見ると、申立人と同年代の元従業員と比較して申立人の標準報酬月額のみが低額であるとの事情も見当たらない上、当該14人のうち、申立人が資格を取得した昭和46年10月及びその前月の同年9月中に資格を取得した申立人と同年代の元従業員4人に照会したところ、回答があった二人に給与明細書を保管する者はいないことから、元従業員の報酬月額及び保険料控除について確認することができず、当該二人によると、「自身の標準報酬月額が当時の月給と一致しているか否か分からない。」と証言している。

さらに、G社に係る被保険者原票によると、申立人の申立期間④に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致する上、訂正等がなされた形跡は見当たらない。

5 申立期間⑤について、申立人は、「H社で仕事をしていた当時の月給より、オンライン記録の標準報酬月額が低い。」と主張している。

しかしながら、H社では、「申立てどおりの厚生年金保険の標準報酬月額

に係る届出は行っていない。賃金台帳等の資料は保存しておらず、保険料控除については不明である。」と回答している上、同社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」、「同標準報酬変更通知書」及び「同資格喪失確認通知書」において確認できる標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致することが確認できる。

また、H社に係る被保険者原票において、申立人の健康保険の整理番号の前後 30 人（申立人が記憶する同職種の元同僚一人を含む。）の元従業員の生年月日及び標準報酬月額を見ると、申立人と同年代の元従業員 9 人（申立人が記憶する同職種の元同僚一人を含む。）と比較して申立人の標準報酬月額のみが低額であるとの事情も見当たらない上、当該 9 人のうち、所在が確認できた 7 人に照会し、回答があった 3 人全員は、「当時の給与明細書は保管していない。同社では毎月の給料が安く、賞与が多く支給されていた。」旨の証言をしている。

さらに、H社に係る被保険者原票によると、申立人の申立期間⑤に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致する上、訂正等がなされた形跡は見当たらない。

- 6 申立期間⑥について、申立人は、「I社（現在は、J社）で仕事をしていた当時の月給より、オンライン記録の標準報酬月額が低い。」と主張している。

しかしながら、J社では、「資料を保存しておらず、申立てどおりの厚生年金保険に係る届出、保険料控除及び保険料納付を行ったかは、いずれも不明である。」と回答している上、K健康保険組合では、「保存期間経過のため資料確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間⑥に係る保険料控除について確認できない。

また、I社に係る被保険者名簿において、申立人と同日の昭和 44 年 4 月 1 日に資格を取得した女性の元従業員 44 人（申立人を除く。）について調査したところ、申立人と同年代の元従業員 11 人と比較して、申立人の標準報酬月額のみが低額であるとの事情は見当たらない上、当該 11 人のうち、所在が確認できた 8 人及び申立人が記憶する同職種の元同僚 2 人の合計 10 人に照会したところ、回答があった 5 人に給与明細書を保管する者はいないことから、元従業員の報酬月額及び保険料控除について確認することができず、そのうちの一人によると、「当時の給料額とオンライン記録の標準報酬月額は一致している。」と証言している。

さらに、I社の当時の会計課長によると、「会計課は給与から控除した社会保険料の預り金と社会保険事務所（当時）への納付書を付き合わせて作業しており、おかしいことはなかったため、届け出た標準報酬月額に基づく保険料を給与から控除していたはずである。」と証言している。

加えて、I社に係る険被保険者名簿によると、申立人の申立期間⑥に係る標準報酬月額、オンライン記録と一致する上、訂正等がなされた形跡は見当たらない。

- 7 このほか、申立人が申立期間①から⑥までにおいて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑥までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

申立期間には、給与から標準報酬月額 53 万円に相当する厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、低い等級で届出されているようなので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間について、申立人は給料支払明細書を提出しているところ、当該明細書の厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録と一致していることが確認できることから特例法の保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年5月28日から同年6月17日まで
② 昭和22年7月5日から同年9月11日まで
③ 昭和24年8月31日から25年1月1日まで
④ 昭和27年3月25日から28年7月9日まで

私は、船舶に乗り組み、申立期間①、②及び③は輸送業務を、申立期間④は港内ではしけを曳く作業をしていた。

私が所持している船員手帳には、申立期間①、②、③及び④の乗船記録が記載されているにもかかわらず、船員保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び④について、船員手帳の記録により、申立人は当該期間に船舶に乗船していたことが確認できる。

しかし、船舶所有者名簿によると、当該船舶の所有者は船員保険の適用事業所ではない上、船舶所有者は所在不明であるため、申立人の申立期間①、②、③及び④における船員保険の加入状況及び保険料控除について確認できない。

また、申立人は、乗船した船舶における当時の同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の申立期間①、②、③及び④における船員保険料の控除等について確認できない。

このほか、申立人が申立期間①、②、③及び④における船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月 1 日から 38 年 12 月 22 日まで
② 昭和 39 年 1 月 7 日から同年 2 月 3 日まで
③ 昭和 39 年 2 月 3 日から同年 7 月 27 日まで

船員手帳に記載されているA社に勤務していた時の給与額と年金記録における標準報酬月額とが相違している（申立期間①）。

また、船員手帳におけるB社の雇入年月日は昭和 39 年 1 月 7 日となっているのに、国の年金記録では船員保険の資格取得日が同年 2 月 3 日となっている（申立期間②）。

さらに、船員手帳に記載されているB社に勤務していた時の給与額と年金記録における標準報酬月額とが相違している（申立期間③）。

上記期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③について、申立人は、「船員手帳に記載されているA社及びB社における給与額は、国の年金記録の標準報酬月額と相違している。」と申し立てている。

しかし、申立人は、当時の給与明細書を所持していない上、A社及びB社は、既に船員保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は所在不明であることから、申立人の申立期間①及び③における標準報酬月額及び船員保険料の控除額について確認することができない。

また、1年を通じて船舶所有者に使用され、基本給と乗船により変動する報酬が支給される者は、汽船告示による算定方法（昭和 34 年 7 月 28 日付け

厚生省告示第 233 号) に基づいた計算式により、国に届け出る報酬月額が算出されるため、実際の給与支給額と標準報酬月額は、必ずしも一致するものではなく、A社及びB社に係る船員保険被保険者名簿により、それぞれの申立期間において船員保険の加入記録を有する申立人と同職種の元船員と比較しても、申立人の標準報酬月額に不自然さはみられない。

このほか、申立期間①及び③において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

2 申立期間②について、船員手帳の記録により、申立人は、当該期間にB社が所有するC丸に乗船していたことが確認できる。

しかし、B社は、既に解散し、当時の事業主は所在不明であるため、申立人の申立期間②における船員保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

また、B社に係る船員保険被保険者名簿により確認できる当時の元船員は、いずれも所在不明であるため、申立人の申立期間②における船員保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間②における船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年 4 月 1 日まで
② 昭和 21 年 9 月 1 日から 24 年 4 月 1 日まで

私の父は、昭和 19 年 10 月 1 日より前から A 社に勤務していたが、同社における厚生年金保険の加入記録は 21 年 4 月 1 日からしか無い (申立期間①)。

また、私の父は、昭和 21 年 9 月 1 日から 24 年 4 月 1 日まで、A 社か B 県にある別の会社で勤務していたと思うが、厚生年金保険の加入記録が無い (申立期間②)。

調査の上、上記期間の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 社の元同僚は、申立人が同社に勤務していたことは記憶しているものの、申立人の勤務期間を特定できる証言は得ることができない。

また、上記の元同僚は、「当時、申立人を含む 3 人が海外勤務しており、終戦後に日本へ帰国した。」と証言しているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿 (以下「被保険者名簿」という。) によると、当該 3 人は、いずれも昭和 21 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A 社の申立期間当時の事業主は、既に死亡しているため、申立人の申立期間①における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

さらに、上記の被保険者名簿を調査したが、申立期間を含む昭和19年5月24日から21年3月31日までの間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者は確認できない。

2 申立期間②について、申立代理人は、「申立人は、A社かB県にあるC社、D社又はE社という名称の会社で勤務していたと思う。」と供述している。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和21年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、24年1月1日に再度適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間②のうち、21年9月1日から23年12月31日までは、同社が厚生年金保険の適用事業所ではない期間である。

また、A社に係る被保険者名簿により、申立期間②において厚生年金保険被保険者資格を取得し、所在が判明した唯一の元従業員は、申立人のことを記憶していない上、申立期間②当時の事業主は、既に死亡していることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

さらに、A社に係る被保険者名簿によると、申立人は、昭和21年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、24年4月1日に別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で、同資格を再取得していることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立期間②において、B県に所在するC社、D社及びE社という事業所名の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、申立代理人は、上記の名称の3事業所における当時の事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間②における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月から5年9月まで
② 平成7年10月から8年9月まで

私はA職を退職後、B社（現在は、C社）でD職として勤務していた。ねんきん定期便を確認したところ、申立期間①及び②の標準報酬月額は、それぞれ22万円と記録されているが、同社で勤務している間、給与に変動は無く、申立期間の標準報酬月額は、申立期間以外の期間における標準報酬月額と同じ24万円だったと思うので、検証の上、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てている。しかしながら、C社では、「保険料控除を確認できる資料を保管しておらず、申立てどおりの届出及び保険料納付をしたかは不明であるが、現存する厚生年金基金の記録から、国の記録と同じ内容の届出を行っていたと考えられる。」と回答しており、同社から提出された厚生年金基金加入員台帳における標準給与欄の金額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致することが確認できる。また、申立期間①及び②当時、B社の会計課において勤務していた元従業員は、「厚生年金保険料の社会保険事務所（当時）への納付額については、人事担当の補助簿と会計帳簿の残高金額を照合し、一致していることを確認していたので、標準報酬月額に相当する金額を超えて保険料控除することは無いと思う。」と証言している。

さらに、オンライン記録により、申立期間①又は②において、B社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する整理番号*番から*番までの男性被保険者のうち、申立人と同様、前職がA職であり、かつ、E地方に住所がある10人に文書照会したところ、回答があった8人のうち6人が申立人と同じ契約社員

のD職だったと回答し、このうち4人は申立人と同じF支店勤務だったと回答しているところ、当該6人の標準報酬月額と比較して、申立人の標準報酬月額のみが低額である事情は認められない。

このほか、申立人が、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年1月1日から64年1月1日まで
② 平成3年3月1日から8年12月31日まで

私は、昭和61年1月頃、得意先の紹介で、A社（現在は、B社）に入社し、平成8年頃まで勤務した。調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「昭和61年1月頃、A社に入社し、平成8年頃まで勤務した。」と主張している。

しかしながら、B社は、「A社との合併時点で既に退職した者に係る資料を引き継いでおらず、申立人に係る社会保険の加入手続及び保険料の控除等については、不明である。」と回答している上、申立人が同社への入社を紹介してもらったとする従業員と同姓の被保険者に照会したものの、回答が得られないことから、申立期間①及び②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立期間①及び②において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員39人に照会したところ、回答のあった11人のうち3人が申立人を記憶していたものの、申立人の勤務期間を記憶する者はいない上、当該3人のうち1人は、「申立人は、下請会社であったC社の倒産に伴い、同社からA社に異動してきたD氏と一緒に来たと思う。」と証言しているところ、オンライン記録によると、D氏は、昭和63年6月にC社に係る被保険者資格を喪失し、同年10月にA社において資格を取得していることが確認でき、61年1月頃に同社に入社したとする申立人の主張と一致しない。

さらに、上記の申立人を記憶する元従業員は、「申立人はアルバイトだった。アルバイトは本人の希望により厚生年金保険に加入していた。」と証言してい

る上、複数の元従業員が、「私は、アルバイトの期間は厚生年金保険に加入しておらず、正社員になってから加入した。」と証言していることから、A社では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人は、昭和64年1月1日に同保険の被保険者資格を取得し、平成3年2月28日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の記録と一致する上、申立期間②中の同年3月22日から同年10月17日までの期間、雇用保険の基本手当が支給されていることが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月1日から27年12月1日まで

私は、昭和25年10月から29年3月まで、A社にB職として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が27年12月1日からしか無いのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が作成した同社に係るC名簿及びD名簿により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が提出したA社に係る昭和27年3月のE資料によると、申立人は、当該給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、上記のC名簿及びD名簿に記載されているB職23人(申立人を除く。)のうち16人が、昭和27年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、上記のC名簿の発行年月日及び申立人の供述により、当該16人のうち5人は、25年10月以前から同社で勤務していたことが推認できる。

さらに、上記被保険者名簿によると、A社では、昭和27年12月1日に31人がまとめて厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該31人のうち住所が判明した4人(上記5人とは別の者)に文書照会を行ったところ、3人は、「同資格取得日以前からB職として勤務していた。」と証言している。

これらのことから判断すると、当該事業所では、必ずしもB職について勤務開始日と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、相当期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4330 (事案 2194 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 3 月 14 日から 22 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 18 年 5 月に A 社に入社したが、戦時中の企業統合令で B 社に統合され、途中、勤務先が同社本社に変わり、23 年 2 月 10 日までの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされており納得できないとして申し立てたが、貴委員会から平成 22 年 8 月 31 日付けで申立てを認めることができないとの通知があったが納得できない。

特に、昭和 20 年 3 月 14 日から同年 8 月 31 日までの間の被保険者資格が無いことに納得できない。今回、新たに同僚が見つかったので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、i) B 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主の連絡先も不明であり、申立期間当時の申立人の厚生年金保険の加入状況を確認できないこと、ii) 同僚照会において、そのうち一人は、「終戦後の昭和 20 年 11 月から 22 年 2 月までの間、申立人と一緒に勤務していたと思うが、その期間はまだ厚生年金保険はなかった。」、別の一人は、「私は、21 年 4 月に C 町にあった同社本社に入社したが、自分の入社以前から本社で勤務していた者が同じ資格取得日であるということは、会社が厚生年金保険の加入について遅れて手続をしたため、まとめて加入させたのではないか。」との証言があること、iii) 事務センターは、「事業所所在地が D 町である B 社の適用事業所の記録は確認できるものの、申立人が勤務していたと主張する C 町における同社本社については厚生年金保険の適用事業所の記録は確認できない。」と回答している上、同社は、昭和 20 年 8 月 31

日にいったん厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、22年5月1日に再度適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間の大部分は適用事業所ではない期間であること、iv) B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は22年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立期間において厚生年金保険被保険者資格を取得していたことをうかがわせる事情は見当らず、健康保険の番号に欠番は無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき、年金記録のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成22年10月12日付けで通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、記憶する同僚5人を新たに提示し、再度調査してほしいと申し立てるとともに、申立期間のうち、特に、昭和20年3月14日から同年8月31日までの期間について、被保険者記録が無いことに納得できないと主張している。

しかしながら、申立人から新たに提示のあった5人の同僚について、そのうちの一人は、当人から回答が得られず、その親族に照会したところ、「当人は、申立人のこと等について話を聞けるような状態ではない。」と供述している上、他の4人の同僚についても、そのうちの二人は既に死亡、他の一人は所在不明、残りの一人は前回調査済みであることから、今回、申立人から提示のあった当該同僚5人から、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の加入状況等を確認できる供述は得られない。

また、申立人は、申立期間のうち、特に、昭和20年3月14日から同年8月31日までの期間について、被保険者記録が無いことに納得できないと主張しているが、今回の申立人に対する照会においても、前回と同様の主張をしており、申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

さらに、申立期間について、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から6年10月1日まで

私は、40歳頃からA社にパート職員として勤務していたが、平成5年4月に常勤職員となり厚生年金保険に加入した。申立期間に係る標準報酬月額が低額となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に常勤職員として勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が低額となっている。」と主張している。

しかし、A社は、「労働者名簿により、申立人の在籍は確認できるものの、当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額は不明である。」と回答している上、雇用保険の記録によると、申立人は厚生年金保険の被保険者資格を取得した同日である平成5年4月1日に被保険者資格を取得しているが、資格取得時の被保険者の種類は短時間労働者であることが確認できる。

また、申立期間に係るオンライン記録によると、標準報酬月額の記載内容に不備は見当たらず、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月12日から31年7月7日まで

私は、昭和28年10月12日から31年7月7日までA社B支店に勤務していたが、国の年金記録では、同期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店における複数の元同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社B支店の元従業員は、「当支店では、当初は必ずしも全ての従業員が厚生年金保険に加入していたわけではなく、昭和39年頃から全員加入するようになった。」と証言しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同年2月1日に上記元従業員を含む10人がまとめて厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、上記10人のうち、所在が確認できた5人に文書照会したところ、全員が「A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同社に入社した日より遅れている。」と証言している上、当該5人のうち4人は、「私は、同社で申立人と同種の仕事をしていた。」と証言している。

さらに、A社は、「当時の関係資料が無いため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除については不明である。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 19 日から 43 年 5 月 16 日まで
私は、昭和 40 年 1 月に A 社（現在は、B 社）に入社し、43 年 5 月に退社した。
脱退手当金は受け取った記憶が無いにもかかわらず、受給したことになっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 43 年 6 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」表示が記されている。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 8 日から 36 年 3 月 19 日まで

私は、結婚のため、A社B事業所を退職した際に、退職金を受け取った記憶は有るが、脱退手当金については、会社から説明を受けておらず、受け取った記憶も無い。

しかし、国の年金記録では、脱退手当金を受給したとされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和36年9月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した前後おおむね3年以内に同資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を有する女性（申立人を除く。）16人の支給記録を調査したところ、全員に支給記録が確認でき、そのうち12人は、資格喪失日から6か月以内に支給決定が行われている上、A社は、「当時の資料は無いが、当社の他事業所における脱退手当金の取扱状況から考えると、B事業所においても、脱退手当金の代理請求手続や代理受領を行っていたものと思われる。」と回答していることを踏まえると、当該事業所においては事業主による脱退手当金の代理請求がなされていた可能性が高いものと考えられる。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年11月1日から26年6月26日まで
② 昭和26年9月1日から30年4月16日まで

国の年金記録では、A社で勤務していた昭和25年11月1日から26年6月26日までの期間及びB社で勤務していた同年9月1日から30年4月16日までの期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、B社を退職した際に脱退手当金についての説明は無く、脱退手当金は受け取っていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は申立期間後に勤務した事業所において、申立期間で勤務した事業所で使用した厚生年金保険被保険者台帳記号番号とは別の記号番号で被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間に係る脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものとするのが自然である。

なお、申立人は、申立期間及び申立期間後に勤務した事業所の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は全て同一であったと主張しているが、当該申立期間後に勤務した事業所の記号番号が申立期間の記号番号に重複取消されたのは昭和57年であることが厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票により確認できる。

さらに、申立期間当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱

退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑰まで、⑱、⑳及び㉓について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間⑱、⑳及び㉒について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 2 月頃から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 33 年 10 月 31 日から 34 年 2 月頃まで
③ 昭和 34 年 3 月頃から同年 5 月頃まで
④ 昭和 34 年 6 月頃から同年 8 月 15 日まで
⑤ 昭和 35 年 8 月頃から 36 年 3 月頃まで
⑥ 昭和 36 年 4 月頃から同年 8 月 14 日まで
⑦ 昭和 36 年 11 月 29 日から同年 12 月 1 日まで
⑧ 昭和 36 年 12 月頃から 37 年 2 月 3 日まで
⑨ 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 6 月頃まで
⑩ 昭和 41 年 12 月 26 日から 42 年 1 月 1 日まで
⑪ 昭和 47 年 2 月 2 日から同年 4 月 1 日まで
⑫ 昭和 55 年 5 月 21 日から同年 6 月 1 日まで
⑬ 昭和 55 年 6 月頃から同年 12 月頃まで
⑭ 昭和 56 年 1 月頃から同年 12 月頃まで
⑮ 昭和 57 年 11 月 16 日から同年 12 月 1 日まで
⑯ 昭和 57 年 12 月頃から 58 年 4 月頃まで
⑰ 昭和 58 年 5 月頃から同年 9 月頃まで
⑱ 平成 2 年 10 月 1 日から 6 年 3 月 21 日まで
⑲ 平成 6 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで
⑳ 平成 7 年 5 月 19 日から 10 年 7 月 29 日まで

- ① 平成 10 年 7 月 29 日から同年 8 月 1 日まで
- ② 平成 10 年 8 月 6 日から 11 年 12 月 24 日まで
- ③ 平成 11 年 12 月 24 日から 12 年 1 月 1 日まで

私は、A 公共職業安定所の紹介で、昭和 33 年 2 月頃から B 社で働いた。同僚の名前も覚えている。しかし、厚生年金保険は昭和 33 年 10 月の 1 か月の加入記録しか無い（申立期間①）。

その後、私は C 公共職業安定所の紹介で、D 社 E 工場の事業場内下請であった F 社（現在は、G 社）で勤務したが厚生年金保険の加入記録が無い（申立期間②）。次に勤務した H 県にあった I 社（現在は、J 社）についても同様である（申立期間③）。

その次に勤務した K 社は住所を移転してから L 社になったが、移転以降の昭和 34 年 8 月 15 日からの加入記録しか無い。私は、もう少し前の同年 6 月頃から勤務していた（申立期間④）。その後、義兄の紹介で、私は M 事業所（現在は、N 社）で勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い（申立期間⑤）。

私は、昭和 36 年 4 月頃から O 社で勤務したが、入社当初の加入記録が無い（申立期間⑥）。また、私は同年 11 月末まで同社で勤務したが、月の途中で被保険者資格を喪失している（申立期間⑦）。

O 社を退職した後、私は昭和 36 年 12 月に上京し、その月のうちに、P 社で勤務を始めたが、厚生年金保険の記録は 37 年 2 月 3 日からとなっており、勤務期間と一致しない（申立期間⑧）。

次に、私は Q 社に勤務したが、同社の分工場である R 事業所に移った。一緒に移った元同僚の名前も覚えている。しかし、同事業所における厚生年金保険の加入記録が無い（申立期間⑨）。S 社では、昭和 41 年 12 月末頃まで勤務したが、同年同月 26 日で被保険者資格を喪失している（申立期間⑩）。

それから私は T 地区に戻り、U 社で勤務したが、昭和 47 年 2 月 2 日から同年 4 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無い（申立期間⑪）。

V 社では、55 年 5 月末日まで勤務したが、同年同月 21 日で資格を喪失している（申立期間⑫）。

その後、私は、W 社（現在は、X 社）から Y 社に派遣されて勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い（申立期間⑬）。

私は、Z 事業所（現在は、a 社）で 1 年間勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い（申立期間⑭）。

次に勤務した b 社では、私は月末まで勤務していたはずだが、昭和 57 年 11 月 16 日で資格を喪失している（申立期間⑮）。

c 社では、私は、同社の下請事業所（2 社）で仕事をしていた。会社の名前は覚えていない（申立期間⑯）。

d 社では、私は e 関係の仕事をしていた。会社のあった場所は、現在は、

倉庫になっており、近くの事務所に勤務する女性が、私の顔を覚えていると言っている（申立期間⑰）。

f社に勤務していた期間のうち、平成2年7月から同年9月までの私の標準報酬月額が41万円になっている。給与は毎年上がるはずだが、同年10月から標準報酬月額が低下している（申立期間⑱）。

また、私のf社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成6年3月21日となっているが、私は月末まで勤務して退職した（申立期間⑲）。

g社では、私は、会社の勧めにより、退職するまでの1年8か月継続して給与から天引きで毎月貯蓄していた。最初、給与は26万円もらっていたのに、少しずつ低下しているのは、この天引き分が含まれていないからではないかと思う。同社で勤務していた期間は、私は給与を平均で26万円もらっていた（申立期間⑳）。

また、私のg社の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成10年7月29日となっているが、私は月末まで勤務して退職した（申立期間㉑）。

h社（現在は、i社が承継。）では、私の給与は29万円から30万円くらいあった。しかし、標準報酬月額は22万円から26万円になっている（申立期間㉒）。

また、平成11年12月分の給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことを覚えている。しかし、私は同年12月末日まで勤務していたので同年同月24日で被保険者資格が喪失されている（申立期間㉓）。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、オンライン記録及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、同社が、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和33年10月1日であることが確認でき、申立期間①は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

また、申立人は、申立期間①当時の元同僚3人の姓を記憶しているところ、B社に係る被保険者名簿によると、当該3人の姓のうち、2人の同姓者を含めて9人が昭和33年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

さらに、上記の9人のうち、所在地等の確認できる二人に対して照会したが、回答があった一人からは、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、具体的な証言は得られない。

加えて、オンライン記録によると、B社は昭和38年3月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認でき、商業登記簿によると、平成6年5月*日に破産終結しており、申立期間①当時の状況について確認することができない。

- 2 申立期間②について、G社は、「当時の資料は残っていない。」と回答して

おり、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

また、F社j支店に係る被保険者名簿において、申立期間②に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる24人に対して照会したが、回答があった14人からは、当該期間において、申立人が同社で勤務していたとする具体的な証言は得られない。

さらに、オンライン記録及びF社j支店に係る被保険者名簿によると、申立人は、申立期間②ではなく、昭和33年9月4日から同年10月1日までの期間について、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、上記の回答があった14人のうち、10人が「勤務期間と厚生年金保険の加入期間は一致する。」と証言している（残り4人のうち、二人は不明と回答し、二人は無回答である。）。

加えて、F社j支店に係る被保険者名簿によると、申立期間②前後において健康保険番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 3 申立期間③について、J社は、「当時の厚生年金保険に関する書類の一部を保管しているが、その中に、申立人に係るものは見当たらない。」と回答しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

また、I社k工場において、申立期間③に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる20人に対して照会したが、回答があった15人からは、当該期間において、申立人が同社で勤務していたとする具体的な証言は得られない。

さらに、I社k工場に係る被保険者名簿によると、申立期間③前後において健康保険番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

一方、上記の回答があった15人のうち、複数の者が、「申立人が担当していたとする業務は、I社の従業員ではなく、下請事業所の従業員が担当していた。」と証言している上、当該下請事業所だったと記憶する二つの会社名を挙げている。

上記2社の下請事業所のうち、1社に係る被保険者名簿において、申立期間③に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる10人に対して照会したが、回答があった4人からは、当該期間において、申立人が同社で勤務していたとする具体的な証言は得られない上、当該事業所からは、照会に対する回答が得られず、申立人が勤務していた事業所であるか否かを特定することができない。

また、もう1社については、オンライン記録によると、同じ名称の事業所66か所のうち、申立期間③当時に厚生年金保険の適用事業所であった事業所は7か所確認できるが、いずれの事業所も申立人が記憶するI社の所在地

には所在せず、当該事業所が、申立人が勤務していた事業所であるか否かを特定することができない。

さらに、J社は、「申立期間③頃の下請事業所に関する記録を保管していない。」と回答しており、下請事業所に関する情報を得ることができない。

- 4 申立期間④について、複数の元同僚が、正確な期間は不明ながら、当該期間頃に申立人が勤務していたと証言していることから、申立人は、当該期間頃に、K社で勤務していたことがうかがえる。

しかし、K社に係る被保険者名簿及びオンライン記録により、同社が、厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和34年8月15日であったことが確認でき、申立期間④は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

また、K社に係る被保険者名簿によると、申立人が申立期間④当時の元同僚として記憶する二人と同姓の者を含む70人が、昭和34年8月15日に、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した記載が確認できる。

さらに、上記70人のうち27人に照会し、回答があった18人のうち7人が「勤務期間と厚生年金保険の加入期間は一致しない。」と証言しており（残り11人のうち、6人が一致する、4人が不明と証言し、一人が無回答）、当該7人のうち2人が「厚生年金保険に加入していた期間だけ給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と証言している（残り5人のうち、3人が不明と証言し、二人が無回答。）。

加えて、オンライン記録によると、K社は昭和35年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認でき、商業登記簿によると、49年10月*日に解散しており、申立期間④当時の状況について確認することができない。

- 5 申立期間⑤について、N社は、「当時の関係者については、既に連絡がつかず、当該期間当時の状況については不明である。50年前のことで資料も保管していない。申立人が記憶する所在地に住んでいた社長は、現事業主の祖父のことだと思われるが、既に死亡している。」と回答しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

また、M事業所に係る被保険者名簿において、申立期間⑤に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる13人に照会し、回答があった6人からは、当該期間において、申立人が当該事業所で勤務していたとする具体的な証言は得られない。

さらに、申立人は、当時二人一組で勤務していたとする元同僚の名前を記憶しておらず、申立期間⑤当時の状況について、元同僚に確認することができない。

加えて、M事業所に係る被保険者名簿によると、申立期間⑤前後において

健康保険番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 6 申立期間⑥及び⑦について、O社に係る被保険者名簿において、当該期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる6人のうち、所在地等が確認できた3人に対して照会したが、回答があった二人からは、当該期間において、申立人が同社で勤務していたとする具体的な証言は得られない。

また、申立人は、申立期間⑥及び⑦における元同僚一人を記憶しているが、当該元同僚は既に死亡しているとしており、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について証言を得ることができない。

さらに、申立期間⑥及び⑦当時の事業主の親族は、「事業主が生きていた時に、申立人が訪ねてきたことがある。事業主は、申立人に対し、申立人が3か月ですぐに退職したことを説明していた。試用期間の3か月は厚生年金保険に加入させる手続きをしていなかったため、加入記録が無いことを、事業主は丁寧に説明していたことを覚えている。」と証言していることから、申立期間⑥当時、O社では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

加えて、上記の回答があった二人のうち一人は、「私は昭和34年3月に入社したが、厚生年金保険には35年1月16日（O社の厚生年金保険の新規適用日）から加入しており、厚生年金保険に加入していた期間だけ、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と証言している（もう一人は無回答）。

その上、オンライン記録によると、O社は昭和58年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿によると、同社は平成9年6月*日に解散したことが確認できるほか、上記の元事業主の親族は、「当時の書類は廃棄している。」と証言しており、申立期間⑥及び⑦当時の状況を確認することができない。

- 7 申立期間⑧について、P社が提出した申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の写しによると、同社は、申立人について、昭和37年2月3日に厚生年金保険の被保険者資格を取得する手続を行ったことが確認できる。

また、P社に係る被保険者名簿において、申立期間⑧に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる20人のうち、所在地等が判明した8人に対して照会したが、回答があった6人からは、当該期間において、申立人が同社で勤務していたとする具体的な証言は得られない。

さらに、上記の6人のうち3人が、「勤務期間と厚生年金保険の加入期間が一致しない。」と証言（残り3人のうち、一人は元事業主であり、一人は不明と証言し、一人は詳細を確認できない。）しており、当該3人が記憶する入社日から同保険の被保険者資格の取得日まで、それぞれ1か月から3か

月程度の期間がみられることから、P社では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

加えて、上記の3人は、厚生年金保険に加入する前の同保険料控除については、いずれも不明と回答しており、具体的な証言を得ることはできない。

- 8 申立期間⑨について、元同僚の一人が、正確な期間は不明ながら、当該期間頃に申立人が勤務していたと証言していることから、申立人は、当該期間頃に、R事業所で勤務していたことがうかがえる。

しかし、上記の証言をした元同僚及び申立人が記憶する別の元同僚は、「健康保険や厚生年金保険料が給与から控除されたことはなく、給与は、働いた分だけ全部もらっていた。厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と証言している。

また、オンライン記録によると、申立人が、Q社からR事業所に移籍したと記憶する元同僚4人のうち、個人が特定できる3人について、当該事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、オンライン記録において、R事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない上、申立期間⑨頃における1地区管轄の適用事業所名簿においても、当該事業所名を確認することができないことから、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったと考えられる。

- 9 申立期間⑩について、S社に係る被保険者名簿において、当該期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる4人のうち、所在地等が確認できる二人に対して照会したものの、当該二人からは、当該期間において、申立人が同社で勤務していたとする具体的な証言は得られない。

また、上記の二人のうちの一人は、「勤務期間と厚生年金保険の加入期間は一致しない。」「厚生年金保険に加入している期間のみ、給与から厚生年金保険料が控除されていた。給与の締切日は毎月25日で、支払日は月末だった。」と証言している。

さらに、オンライン記録により、S社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を見ると、同社に係る被保険者名簿に記載される31人の被保険者のうち15人（申立人を含む。）については、申立人と同様に26日付けで同保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる（残り16人のうち、6人は一日に喪失、10人についてはそれぞれ異なる）ことから、同社では、給与締切日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として手続していた傾向がうかがえる。

加えて、オンライン記録によると、S社は昭和44年5月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認でき、m法務局によると、同社に係る商業登記簿を保管していないと回答しており、申立人の申立期間⑩における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認することができな

い。

- 10 申立期間⑩について、U社は、「当該期間における申立人に係る資料等を保管していない。」と回答しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

また、U社に係る被保険者名簿において、申立期間⑩に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる12人に照会したが、回答があった9人からは、当該期間において、申立人が同社で勤務していたとする具体的な証言は得られない上、当該9人のうち、8人は「勤務期間と厚生年金保険の加入期間は一致する。」と証言している（残りの一人は、入社から6か月後に厚生年金保険に加入していると証言。）。

さらに、申立人の雇用保険の記録によると、U社における離職日は昭和47年2月5日であることが確認でき、オンライン記録（同年同月2日被保険者資格喪失）とおおむね一致する。

加えて、申立期間⑩及び⑪に係る事業所であるg社が提出した申立人に係る労働者名簿の履歴には、「S42.1～S47.1 U社」と記載されており、g社の元事務担当者によると、「労働者名簿の履歴欄は、履歴書の記載を転記したと考えられる。」と証言していることから、申立人が、同社に提出した履歴書を作成する際には、U社には昭和47年1月まで勤務していたと認識していたことがうかがえる。

- 11 申立期間⑫についてV社に係る被保険者名簿において、当該期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる18人に照会したが、回答があった10人からは、当該期間において、申立人が同社で勤務していたとする具体的な証言は得られない。

また、元同僚の一人は、「申立人は社長に文句を言って解雇された。ワンマン社長だったので、次の日からは出勤することはできず、月末まで勤務したとは考えられない。」と証言している上、厚生年金保険関係の事務を担当していたとする元従業員は、「給与は20日締めで25日支払だった。入退職の多い会社で、給与締日を退職日とすることが多く、申立人が主張するように、日にちをずらせるようなことはしていなかった。突然、会社に来なくなる人も多く、本人がいつ退職したか不明であったり退職日を言わなかったりしたときは、給与締日を退職日にしていた。」と証言している。

さらに、複数の元従業員は給与支払日が25日であったと証言しており、申立人の、「給与支払日の月末まで勤務した。」とする主張とは一致しない。

加えて、申立人の雇用保険の記録によると、V社における離職日は昭和55年5月20日であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

その上、オンライン記録によると、V社は、57年2月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認でき、商業登記簿によると同年3月*日に解散しており、申立人の申立期間⑫における勤務実態及び厚生

年金保険の加入状況を確認することができない。

- 12 申立期間⑬について、申立人は「W社から派遣されてY社において勤務していた。」と主張しているところ、申立期間⑭に係る事業所であるa社が提出した賃金台帳により、申立期間⑬のうち昭和55年7月から後の期間については、W社ではなくZ事業所において勤務していたことが確認できる。

また、W社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、申立期間⑬に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる22人に照会したが、回答があった9人からは、当該期間において、申立人が同社で勤務していたとする具体的な証言は得られない。

さらに、上記9人のうち、給与事務担当者であったとする元従業員は、「従業員の中には、厚生年金保険に加入していない人もいた。入社時に厚生年金保険に加入するか、それとも加入しないかは、しっかり聞いておかないとトラブルの元になるので、きちんと確認していた。また、短期間の契約では、厚生年金保険は未加入と聞いていた。」と証言しており、申立期間⑬当時、W社は、従業員の全員についてまでは厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、W社に係る被保険者原票によると、申立期間⑬前後において健康保険番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

その上、申立期間⑬において、申立人に係る雇用保険の加入記録を確認することができない。

なお、Y社は、「申立期間⑬における資料はないが、昭和57年のW社との業務委託契約書を保管している。当該契約書によると、同年9月から同年12月までの4か月間の契約だった。」と回答しており、当該期間にY社において総務担当であったとする元従業員は、「毎年9月から12月までが繁忙期であり、例年この時期に手伝いに来てもらっていた。」と証言しているところ、厚生年金保険法では、「季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用されるもの」は適用除外とされており（同法第12条）、厚生年金保険の被保険者となることができない。

また、上記9人の回答者のうち、社会保険事務担当者であったとする元従業員は、「契約期間が4か月であれば、厚生年金保険には、加入していない。W社は契約期間が6か月以上あれば、厚生年金保険に加入させていたようだ。」と証言している。

- 13 申立期間⑭について、a社が提出した賃金台帳により、申立人が、当該期間のうち昭和56年1月から同年7月までの期間において、Z事業所で勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、a社は、申立期間⑭よりも後の昭和57年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、

当該期間は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

また、上記の賃金台帳によると、申立人が勤務していた昭和 55 年 7 月から 56 年 7 月までの期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

- 14 申立期間⑮について、b 社は、「当時の資料や記録を保管しておらず、不明である。」と回答しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

また、b 社に係る被保険者原票において、申立期間⑮に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 16 人に照会したが、回答があった 6 人からは、当該期間において、申立人が同社で勤務していたとする具体的な証言は得られない上、当該 6 人のうち、4 人については、「勤務期間と厚生年金保険の加入記録は一致する。」と証言している（残り二人のうち、一人は昭和 58 年 1 月末で定年退職したとしているが、厚生年金保険は申立人と同日に資格を喪失しており、もう一人は、8 年間勤務した最後の 1 年か 2 年だけ厚生年金保険に加入していたと証言。）。

さらに、申立人は、申立期間⑮における元同僚を一人挙げているが、オンライン記録によると、当該元同僚と同姓の従業員は 5 人確認でき、当該 5 人のうち一人について、当該期間に近い時期に厚生年金保険の加入記録がみられ、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるが、既に死亡しており、詳しい事情を聞くことができない。

加えて、申立人の b 社に係る被保険者原票の証返納年月日欄には、「S57.11.19」の記載がみられ、同日に、健康保険被保険者証が社会保険事務所（当時）に返納されたことが確認できる上、申立人の雇用保険の記録によると、同社における離職日は昭和 57 年 11 月 15 日であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、申立人が提出した国民年金保険料領収証書及び国民年金被保険者台帳（以下「被保険者台帳」という。）により、申立人が、申立期間⑮における国民年金保険料を現年度納付していたことが確認できる。

- 15 申立期間⑯について、申立人は、当該期間において勤務していた事業所が二つあり、いずれの事業所も、H 県 n 地区の c 社事業場内にあった下請事業所だったと主張しているが、事業所名称等について記憶が無く、申立てに係る事業所を特定することができない。

また、申立期間⑯において、申立人に係る雇用保険の加入記録を確認することができない。

さらに、申立人が提出した国民年金保険料領収証書及び被保険者台帳によると、申立人は、申立期間⑯に係る国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

なお、オンライン記録によると、「c」という名称の厚生年金保険の適用

事業所は 349 か所あり、そのうちH県内に所在する 55 か所には、申立人に係る厚生年金保険の加入記録は見られないほか、昭和 55 年及び 59 年の住宅地図では、申立人が記憶する場所に c 社を確認することができず、また、58 年の職業別電話帳でも、H 県 n 地区に「c」の電話番号を確認できない上、o 法務局は、申立期間⑯頃において、H 県 n 地区には c 名の法人登記に関する記録は見られないと回答している。

- 16 申立期間⑰について、商業登記簿によると、申立人が主張する場所に所在していた d 社は、当該期間よりも 10 年以上前の昭和 47 年 7 月 * 日に解散したことが確認でき、オンライン記録によると、同社は同年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、申立人が、申立人の顔を記憶する事務員として紹介した人物は、d 社の隣にあった会社の事務員であり、同氏は「私は当社に 40 年以上勤務している。d 社は当社の隣にあったが、20 年以上前に他社に吸収合併された。」と証言している上、d 社の複数の元従業員は、「d 社は昭和 47 年に M&A により他社に吸収合併され、無くなっている。また、d 社は e の会社ではない。吸収合併されて以降は、d 社の看板は掛けられなくなった。」と証言している。

さらに、申立期間⑰において、申立人に係る雇用保険の加入記録を確認することができない。

加えて、被保険者台帳によると、申立人は、申立期間⑰に係る国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる上、当該期間のうち昭和 58 年 5 月及び同年 6 月の保険料については、申立人は、現年度納付に係る国民年金保険料領収証書を保管している。

なお、昭和 57 年の住宅地図では、申立人が主張する場所に「d 社」は確認できず、58 年の職業別電話帳においても、e 関係の事業所に「d 社」の電話番号を確認できない。

- 17 申立期間⑱について、申立人は、当該期間の給与支給明細書を所持していない上、f 社の元取締役は、「当時の資料や記録を保管しておらず、不明である。」と回答しており、当該期間における状況について確認することができない。

また、f 社に係る被保険者原票において、申立期間⑱に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 20 人に照会したが、回答のあった 8 人全員が、当該期間における給与明細書を保管していないと証言している上、当該 8 人のうち 7 人が、「当該期間における給与額と標準報酬月額は一致する。」と証言している（残り一人は不明と回答。）。

さらに、申立人は 3 人の元同僚の姓を記憶していると供述しているところ、当該 3 人のうちの 1 人と考えられる元従業員は既に死亡しており、残りの二人については、照会に対する回答が得られず、申立期間⑱における状況を聴

取することができない。なお、オンライン記録によると、当該3人に係る標準報酬月額、申立期間⑱において、申立人と同程度の水準で推移していることが確認できる。

加えて、p 厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入者台帳によると、申立人の申立期間⑱の標準報酬月額は、オンライン記録と一致することが確認できる。

その上、申立人の雇用保険の記録によると、申立人がf社を退職した後、C公共職業安定所に求職の申込みを行った際の申立人に係る賃金日額は7,904円、当該日額を30倍した額（退職前6か月間の月額給与平均額）は23万7,120円であり、退職時の標準報酬月額とおおむね一致する。

なお、申立期間⑱当時に厚生年金保険関係事務を担当していたとする元同僚は、「申立人の、平成3年10月以降の標準報酬月額の減少は、バブル崩壊後の業界における残業規制により、残業が少なくなったことによる残業手当の減収によると思われる。」と証言している。

18 申立期間⑲について、f社の元取締役は、「当時の資料や記録を保管しておらず、不明である。」と回答しており、当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、f社に係る被保険者原票において、申立期間⑲に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる20人に照会したが、回答のあった8人からは、当該期間において、申立人が同社で勤務していたとする具体的な証言は得られない上、当該8人全員が、「勤務期間と厚生年金保険の加入記録は一致する。」と証言している。

さらに、申立人の雇用保険の記録によると、f社における離職日は平成6年3月20日であることが確認でき、オンライン記録と一致する上、同記録によると、申立人は同年同月29日にC公共職業安定所に求職の申込みを行っていることが確認できる。

加えて、p 厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入者台帳によると、申立人の加入員資格喪失年月日は平成6年3月21日であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

19 申立期間⑳について、申立人は、「当該期間における給与は平均して26万円くらいだった。」と主張しているところ、オンライン記録によると、当該期間のうち、平成7年5月から8年9月までの申立人の標準報酬月額は24万円又は26万円と、申立人の主張とおおむね一致する。

また、申立人は、申立期間㉑の給与支給明細書を所持していないところ、g社は、当該期間のうち、平成9年1月から10年7月までの期間における申立人に係る給与支給明細書を提出しており、当該明細書における厚生年金保険料額に相当する標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致する上、当該明細書によると、諸控除として3万2,000円（平成10年4月

以降は3万円)が控除されていることが確認でき、申立人の標準報酬月額
の決定については、当該控除額を含めた支給合計額をもって算定されたことが
確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立期間⑳において、g社における厚生
年金保険の被保険者記録が確認できる23人に照会したが、回答のあった10
人のうち8人が、当該期間における給与支給明細書を保管していないと証言
している(残り二人のうち、一人は不明、もう一人は無回答。)上、当該10
人のうち4人が、「当該期間における給与額と標準報酬月額は一致する。」と証
言している(残り6人のうち、4人は不明、二人は無回答。)

加えて、g社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知
書(以下「資格喪失確認通知書」という。)によると、同社が、申立人に係
る厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる手続をした際の標準報酬月額
に関する記載は17万円であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

20 申立期間㉑について、オンライン記録により、当該期間頃において、g社
における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる23人に照会したが、回
答のあった10人からは、当該期間において、申立人が同社で勤務していた
とする具体的な証言は得られない上、当該10人のうち8人が「勤務期間と
厚生年金保険の加入記録は一致する。」と証言している(残り二人のうち、
一人は「加入は入社より少し遅れる」と証言し、もう一人は無回答。)

また、申立人は、「給与支払日であった月末まで勤務していた。」と主張し
ているところ、g社は、「当社の給与支払日は毎月28日であった。」と回答
しており、上記の申立人の主張どおり、申立人が給与支払日に退職したとす
ると、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、オンライン記録
どおりの平成10年7月29日となる。

さらに、g社は申立人に係る資格喪失確認通知書を提出しており、同社が、
申立人について、平成10年7月29日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失
させる手続を行ったことが確認できる上、申立人の雇用保険の記録によると、
同社における離職日は同年同月28日であることが確認でき、オンライン記
録と一致する。

加えて、q県では、r協会によるs証の発行を受けなければ、勤務できな
いところ、同協会は、「申立人は、g社において、平成10年7月29日まで
の期間、登録し、s証を発行していた。」と回答している。

21 申立期間㉒について、申立人は、当該期間の給与支給明細書を所持してい
ないところ、オンライン記録により、当該期間にh社における厚生年金保険
の被保険者記録が確認できる32人に照会したところ、回答のあった15人の
うちの1人が、当該期間における給与支給明細書を保管していると証言(残
り14人は保管していないと証言。)しており、当該元従業員が提出した平成
10年7月から11年5月までの給与支給明細書によると、厚生年金保険料額

に相当する標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と一致する。

また、上記 15 人のうち 11 人が、「申立期間②における給与額と標準報酬月額は一致する。」と証言している（残り 4 人のうち、3 人は不明、一人は「一致しない」と証言しているものの、提出した給与支給明細書による厚生年金保険料相当額の標準報酬月額はオンライン記録と一致する。）。

さらに、h 社は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書（以下「資格取得確認通知書」という。）を提出しており、当該通知書によると、同社が、申立人に係る同保険の被保険者資格を取得する手続をした際の標準報酬月額が 26 万円であったことが確認できる上、同社の申立期間②における厚生年金保険関係の事務担当者は、「同社はユニオン制度があり、労働組合との協定で給与等を定めていた。入社して 3 か月から 6 か月で t 業務は全て組合員になるので、初任給の定めのとおり個人差はない。」と証言し、i 社は、申立人の前後 5 人に係る資格取得確認通知書を提出しており、当該通知書によると、当該 5 人全員について標準報酬月額を 26 万円として同資格を取得させる手続をしていたことが確認できる。

加えて、申立人の雇用保険の記録によると、申立人が h 社を退職した後に、C 公共職業安定所に求職の申込みを行った際の申立人に係る賃金日額は 7,592 円、当該日額を 30 倍した額（退職前 6 か月間の月額給与平均額）は 22 万 7,760 円であり、退職時の標準報酬月額とおおむね一致する。

22 申立期間③については、オンライン記録において、当該期間に h 社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 32 人に照会したが、回答のあった 15 人からは、当該期間において、申立人が同社で勤務していたとする具体的な証言は得られない上、当該 15 人のうち 12 人が、「勤務期間と厚生年金保険の加入記録は一致する。」と証言している（残り 3 人は不明と回答。）。

また、i 社は申立人に係る資格喪失確認通知書を提出しており、h 社が、申立人について、平成 11 年 12 月 24 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる手続を行ったことが確認できる上、申立人の雇用保険の記録によると、同社における離職日は同年同月 23 日であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、q 県では、r 協会による s 証の発行を受けなければ、勤務できないところ、同協会は、「申立人は、h 社において、平成 11 年 12 月 23 日までの期間、登録し、s 証を発行していた。」と回答している。

23 このほか、申立人が申立期間①から⑰まで、⑲、⑳及び㉓に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑰まで、⑱、⑳及び㉓に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

24 また、申立期間⑱、㉑及び㉒について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間⑱、㉑及び㉒について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月25日から35年5月17日まで

私は、昭和32年8月25日にA社B支店に入社し、35年5月16日まで継続して勤務（同社C営業所及び同社D営業所を含む。）したと思うが、年金記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和32年8月25日にA社B支店に入社し、35年5月16日まで継続して勤務していた。」と主張しているところ、元従業員の証言から期間は特定できないものの、申立人が当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、E社（A社の後継会社）は、「申立人に係るA社の入退社記録は確認できず、社会保険の届出についても確認できない。」と回答している上、申立期間当時の事務担当者も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人が記憶する元同僚についても、A社B支店に係る厚生年金保険の被保険者記録を確認できない上、オンライン記録により申立期間において同社同支店及び同社D営業所に係る厚生年金保険被保険者記録を有し、連絡先の判明した元従業員15人に照会し、14人から回答を得たが、そのうちの二人が「申立人は、社会保険に加入しない作業所採用だったのではないか。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、昭和34年9月1日に別の事業所である、F社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、A社B支店、同社C営業所及び同社D営業所に係る健康保険厚生年

金保険被保険者名簿、並びに同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認しても、申立期間において申立人の氏名を確認することができない上、健康保険の整理番号に欠番も無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 1 日から 40 年 8 月 16 日まで
国の年金記録では、A社で勤務していた昭和 37 年 10 月 1 日から 40 年 8 月 16 日までの期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、A社を退職した際には、脱退手当金の制度を知らなかったし、脱退手当金を受給した記憶も無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和40年11月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から申立人の夫が厚生年金保険被保険者の資格を取得するまでの3年7か月間は国民年金の強制加入対象期間であるものの、国民年金に加入しておらず、他の公的年金にも加入していないことから、その当時において申立人に公的年金を通算する意思はうかがえず、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さは無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 2 日から 50 年 3 月 11 日まで

私は、昭和 48 年 4 月 2 日から 50 年 3 月 11 日まで、A社に勤務したが、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額と比べて低すぎるので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社における標準報酬月額が実際の給与額と比べて低すぎる。」と主張している。

しかし、A社から提出された申立人に係る被保険者台帳によると、申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる上、同社は、「申立人の給与から、当該台帳の標準報酬月額に見合った厚生年金保険料を控除していたはずである。」と回答している。

また、A社の元従業員から提出された昭和 48 年から 50 年当時の給与明細書によると、厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合ったものとなっていることが確認できる。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録には、申立期間に係る標準報酬月額の記録について遡及して訂正が行われたような不自然さは見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月頃から 37 年 3 月頃まで

私は、昭和 32 年から 37 年までの 5 年間、A 社において勤務していた。一緒に 1 年数か月勤務していた兄には、同社で勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録があるにもかかわらず、私の同社における記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人の兄の記録が確認できること及び元同僚等の供述により、申立期間頃、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 社に係る被保険者名簿によると、申立人及び申立人から名前の挙がった女性従業員 4 人のうち 3 人について記録が確認できない上、記録が確認できた一人の所在は不明であり、当時の厚生年金保険の加入状況について証言を得ることができない。

また、申立人、申立人の兄及び元同僚は、「申立期間当時の女性従業員は 20 人から 30 人程度であり、従業員のほとんどが女性であった。」「女性は男性の 3 倍多かった。」とそれぞれ供述しているものの、A 社に係る被保険者名簿によると、申立期間の各月の女性被保険者数は平均 10 人弱であることが確認できる。

さらに、申立人の兄が女性従業員で申立人と同じ業務内容であったとする元同僚は、「私は、入社時に病気があったところ、医者から治療をしないといけないと説明を受けたために、会社に何度もお願いをして、社会保険に加入させてもらった。この時、人の出入りが激しいため社会保険には加入させていないとの説明を受けたので、大半の従業員が加入していないと思われる。」と供述

していることから、事業主は、申立期間当時、一部の女性従業員について厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

加えて、A社は、昭和47年2月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料控除について確認することができない上、当該事業所に係る被保険者名簿の申立期間における整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 15 日から 41 年 11 月 10 日まで
年金記録上は、脱退手当金を受給したになっているが、受給した記憶が無い。年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書によると、同請求書には、申立人の署名、押印、生年月日及び住所並びに申立期間に係る事業所名の記載が確認できるとともに、脱退手当金の払渡店には住所地を管轄する郵便局が指定されていることが確認できる。

また、上記裁定請求書は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約7か月後の昭和42年6月15日に社会保険事務所（当時）に提出され、同年8月25日に支給決定されていることが確認できる上、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、昭和33年9月1日から37年4月1日までの期間及び同年3月12日から38年8月31日までの期間の厚生年金保険被保険者期間については未支給期間となっているが、当該被保険者期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号と申立期間に係る同被保険者記号番号は異なっている上、上記裁定請求書によると、「はじめて被保険者として使用された事業所名」欄及び「最後に被保険者として使用された事業所」欄にはA社に係る記載のみが確認でき、「かつて加入し又は現在加入している公的年金制度の名称及び期間」の欄には事業所名称の記載は無く、当時、請求者からの申出が無い場合、社会保険事務所において、異なる記号番号の被保険者期間を把握することは困難であったと考えられることから、未請求期間の脱退手当金の支給が無かったことについて不自然さは無い。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月から 59 年 1 月まで
② 昭和 59 年 2 月から同年 3 月まで
③ 昭和 59 年 6 月から同年 10 月まで

私は、昭和 58 年 10 月、A社にセールス員として入社し、59 年 1 月に退社するまでの期間、継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が欠落しており納得できない。

また、昭和 59 年 2 月、B社（現在は、C社）が経営するD事業所に勧誘員として入社し、同年 3 月に退社するまでの期間、継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が欠落しており納得できない。

さらに、昭和 59 年 6 月、E社にセールス員として入社し、同年 10 月に退社するまでの期間、継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 58 年 10 月から 59 年 1 月までの期間、A社でセールス員として勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社は、平成 13 年に倒産している上、当時の代表取締役は所在不明のため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人は、元上司、元同僚の氏名を記憶していないことから、同僚調査等を行えない上、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間において厚生年金保険被保険者資格を有している元従業員 29 人のうち、所在の判明した 5 人に対し照会を行ったところ、回答のあった 1 人は、「当時の記憶は定かではなく、申立人の

ことは分からない。」と供述しており、申立人の申立期間に係る勤務実態等について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿によると、前述の元従業員 29 人の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険記号番号に欠番は見られない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「昭和 59 年 2 月から同年 3 月までの期間、D 事業所で勧誘員として勤務していた。」と主張している。

しかしながら、C 社は、「当社の健康保険厚生年金保険資格取得・喪失の記録から、申立人について、氏名の読み間違い、生年月日の似かよった者など可能な限りの検索を行ったが、正社員としての記録は確認できなかった。当社の関連会社に勤務し、2 か月の試用期間は在籍したものの、正社員になる前に退職したことも考えられる。また、当社は、勧誘業務については代理店に委託している。代理店では、パート社員を採用して勧誘業務を行っているが、パート社員については厚生年金保険に加入させていないと思う。」と回答している。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間に被保険者資格を有している元従業員 13 人のうち、所在が判明した元従業員 10 人に対し照会を行ったところ、4 人から回答があったが、当該 4 人とも、「申立人のことは分からない。」と供述しており、そのうちの一人は、「申立人が勧誘をしていたのであれば、同社の社員ではなかったと思う。代理店の店長は国民年金に加入し、完全歩合給のパート社員を使って勧誘業務を行っていた。パート社員は厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と供述している。

さらに、申立人は、当時の事業主、元上司、元同僚等の氏名を記憶していないため、同僚調査等を行えず、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「昭和 59 年 6 月から同年 10 月までの期間、F 市 G 地区の「H 駅」の近くあった E 社においてセールス員として勤務していた。」と主張していたが、申立人が主張する所在地には E 社が存在しないことから、事業所名検索及び申立人に照会を行ったところ、申立人の勤務先は I 社であることが判明した。

しかしながら、I 社は、平成元年 12 月*日に解散している上、当時の代表取締役も所在不明であり、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、I 社に係る被保険者名簿により、昭和 59 年 5 月 1 日から 60 年 1 月 1 日までの期間に被保険者資格を有している元従業員 27 人のうち、所在の判明した 9 人に対し照会を行ったところ、4 人から回答があったが、当該 4 人とも、「申立人のことは分からない。」と供述しており、そのうちの一人は、「申立人が販売していたとする物は、同社の近くの別ビルにあった部門

で行っていたが、すぐに閉鎖したと思う。担当者を厚生年金保険に加入させていたかどうかは分からない。」と供述している。

さらに、上記被保険者名簿によると、前述の元従業員 27 人の中に申立人の氏名は確認できず、申立人が記憶する元同僚 2 人の名前も確認できない上、健康保険記号番号に欠番は見られない。

- 4 このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 1 日から 10 年 7 月 1 日まで

私は、A社に入社するに際し、給与条件を年収 700 万円とする旨の契約を交わし、在職中その契約が遵守されていたと記憶している。しかしながら、申立期間に係る標準報酬月額が大幅に低く記録されており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に入社する際に交わされた給与条件は、在職中遵守されており、申立期間の標準報酬月額が下がっているので訂正してほしい。」と主張しているところ、A社は、「法定の保管期間を経過しているため、申立期間当時の厚生年金保険料の控除額を確認できる資料を保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成 9 年 10 月の定時決定で 30 万円と記録されているところ、当該定時決定の処理は同年 8 月 28 日に行われていることが確認でき、遡及して訂正されているなどの不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

さらに、申立期間を含む平成 8 年 10 月から 9 年 12 月までに係る申立人の銀行口座取引履歴によると、同年 10 月の定時決定の算定基礎となる期間の給与振込額については、同年 5 月の給与振込額は同年 4 月と同額であり、申立人が入社時に交わした契約額に相当する金額が振り込まれているものの、同年 6 月の給与振込額は同年 5 月の振込額の半額以下であり、同年 7 月から同年 9 月までの期間については、A社から給与の振込みはなく、同年 10 月以降、再び申立人が入社時に交わした契約額に相当する給与が振り込まれていることが確認できる上、B 社会保険事務所（当時）から、同年 7 月から同年 9 月までの期

間については、傷病手当金（31日分（同年7月分）、31日分（同年8月分）、30日分（同年9月分））が支給されていることから、同年10月の定時決定については、同年5月及び同年6月に支給された給与額を基に届出が行われたものと考えられる。

加えて、A社の事務担当者によると、「届出関係は自社で行い、給与計算は外部に委託している。」と回答していることから、届出に基づく標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたものと考えられる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4344 (事案 2596 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月から18年4月まで

私は、昭和2年4月1日にB社（現在は、A社）C工場に入社し、18年4月に退職するまでの間、継続して勤務していた。前回の申立てに対し、貴委員会が同社で働いていたことを認めながら、当時の記録に私の名前が無いことを理由にあっせんできないとしていることに納得できない。新たに元同僚の名前を提示するので再度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、i) A社C工場は、「記録が残っておらず、申立人の在籍を確認することができない。」と回答しており、申立人の労働者年金保険の加入状況について確認することができないこと、ii) B社C工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間に被保険者資格を取得している元従業員 650 人を抽出し、そのうち連絡先が判明した 39 人に申立人の勤務実態等について文書により照会したところ、28 人から回答があったものの、申立人が申立期間に同社に在籍していたことについて具体的な証言は得られないこと、iii) 上記の名簿において、申立期間に被保険者資格を取得している者の中に申立人と同姓同名の者が確認できるものの、申立人とは生年月日が異なっているところ、申立人は、「勤務先において戸籍上の生年月日を届け出していた。」と供述していることから、同姓同名の別人の記録であることが考えられる上、他に申立人の氏名は確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、年金記録のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成23年1月17日付けで通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間に係る新たな資料として当

時の元同僚8人（名字のみ）の名簿を提示し、申立期間に勤務し労働者年金保険に加入していたとして、再度調査してほしいと申し立てている。

しかしながら、今回、新たに申立人から提示のあったB社に勤務していた時の上司及び同僚の氏名について、申立期間の同社C工場に係る被保険者名簿から、当該8人と同じ名字の被保険者144人のうち、所在が確認できる13人に照会したところ、10人から回答があったが、申立人のことを記憶している者はおらず、所属、役職等についても申立人と一緒に勤務していたことをうかがわせる証言は得られない。

また、前回の調査において、申立人のことを記憶していると回答があった元従業員に、再度申立人と一緒に勤務していた状況を確認したところ、当該従業員の妻は、「主人は、現在は物事を判断できる状態にない。前回の回答も、申立人を覚えていたということではなく、申立人について知っているか問いかけたところ、うなずいたので知っているとして私が回答した。」と供述しており、今回の再申立てに当たり新たな資料として提示のあった元同僚の供述等は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

さらに、申立期間について、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 10 月 1 日から 25 年 9 月 9 日まで

私の夫は、昭和 22 年 10 月 1 日から 25 年 9 月 9 日までの間、A 社（現在は、B 社）で勤務していたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 22 年 10 月 1 日から 25 年 9 月 9 日までの間、A 社で勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B 社によると、「申立期間当時の資料が無いため、申立人の勤務実態等について確認することができない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険料控除等を確認することができない。

また、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 23 年 3 月 1 日であることから、申立期間のうち、22 年 10 月 1 日から 23 年 2 月 29 日までの期間については、適用事業所となる前の期間である。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、昭和 23 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得した元従業員 111 人のうち、連絡先の判明した 20 人に照会したところ、15 人から回答があったが、全員、申立人を知らないと供述している。

加えて、当該事業所に係る被保険者名簿を見ると、A 社が昭和 23 年 3 月 1 日に適用事業所となった時に被保険者資格を取得した上記 111 人の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険記号番号に欠番は見られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から同年 5 月まで

私は、A社B工場の協力会社であるC社又はD社で昭和 42 年 4 月から 1 か月ほど勤務した。当時は長期にわたってアルバイトをする予定であったが、1 か月で退職した。短期間とはいえ、勤務していたことは間違い無いので、当該期間について記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社B工場の協力会社であるC社又はD社で勤務した。」と主張しているところ、申立人に係る雇用保険の加入記録によると、事業所名は不明であるものの、申立人が記憶する事業所所在地の管轄内において、申立期間とほぼ一致する期間の雇用保険被保険者記録を確認することができる。

しかしながら、申立人の記憶している「C」の名称で、厚生年金保険の適用事業所は5社確認できるところ、そのうちの1社が、申立期間当時、適用事業所であったものの、所在地がE市であることから申立人の記憶している事業所所在地と異なっていることに加え、既に平成9年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立期間において申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

一方、A社B工場の協力会社であるF社によると、「A社B工場内で仕事をしていた会社はC社ではなく、D社である。時期は不明であるが、D社はG社と合併し、H社という社名になった。」と回答しているところ、オンライン記録によると「H社I支店」及び「H社J営業所」という名称の厚生年金保険の適用事業所2社を確認することができる。

また、上記2社のうち、H社J営業所の厚生年金保険の新規適用日は、申立期間後の昭和43年4月1日であるものの、当該新規適用日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している被保険者の大半の前職における同被保険者記録が、D社K支店であることから、42年4月1日付けで当該事業所において厚生年金保険被保険者記録のある者に照会したところ、「申立人のことは覚えていないが、私は、高校を卒業する年の2月からアルバイトとして同社L支店で勤務し、4月から正社員となった。入社直後に、A社B工場へL支店の何人かと一緒に応援に行き、申立人と同じ仕事をしたので、申立人はD社で雇用されていたと思う。」と回答していることから、申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険の適用事業所名は「D社K支店」であると考えられる。

しかしながら、申立期間当時、D社M営業所において社会保険関係事務を担当していた元従業員は、「社会保険は、本社管轄のN県であり、雇用保険は各営業所の管轄で行っていた。入社後約3か月後に本採用となり、本採用時点で全ての社会保険に加入していたので、1か月の勤務であれば社会保険に加入できない。また、会社の事務はしっかりしていたので、加入していない者の給与から誤って厚生年金保険料を控除することはない。」と証言している。

また、D社K支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間において申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も無い上、当該事業所における昭和42年1月から同年12月までの間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している全員の資格取得日が1日付けとなっていることから、当該事業所では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4347

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 1 日から 34 年 4 月 28 日まで
私は、A社を結婚退職したが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が同被保険者資格を喪失した昭和34年4月28日の前後1年間に同被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性被保険者 13 人のうち、申立人を含む 10 人に脱退手当金の支給記録があり、うち9人が同被保険者資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和34年6月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4348 (事案 1167 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 6 日頃から 31 年 4 月 20 日までの期間のうち数か月間

私は、昭和 30 年 3 月、A 高等学校を卒業し、同校の推薦により、同年 4 月、B 社 (旧 C 事業所、現在は、D 社) に就職した。しばらくして、健康保険証の交付を受けた。同社は、社会保険の強制適用事業所であり、1 か月以上継続勤務していたので、厚生年金保険の被保険者になっていたはずである。前回の調査で、B 社の元従業員二人の「申立人が同社に在籍していた。」との証言も得られている。

私が B 社に在籍していた期間は、昭和 30 年 4 月から 31 年 4 月までの間の数か月だったと記憶している。退職月の記憶は無いが、暑い時季や寒い時季も勤務し、通勤のため、会社から相当な距離のバス停まで歩いて通った記憶もある。再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間当時に B 社で勤務していた元従業員二人の証言から、申立人が、同社で勤務していたことは推認できるものの、i) 当該元従業員二人はいずれも、「申立人は入社後すぐに退職した。」と証言していること、ii) 当該元従業員二人は、「B 社は、前身である C 事業所の専務を代表取締役とし、従業員を入れ替えた上で事業所名を変更した。」としているところ (法人登記簿謄本によれば、B 社は昭和 30 年 6 月 * 日設立)、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿 (以下「被保険者名簿」という。) を見ると、同年 6 月 1 日に同資格を喪失した者が 18 人、同年 7 月 1 日に同資格を取得した者が 8 人、事業所名が変更される前後の期間において同資格が継続している者が 9 人、それぞれ確認でき、当該元従業員二人の証言が裏付けられるところ、申立人はこれらの事情を知らないとしていることから、申立人の

同社への入社時期は、同年7月1日より後であると考えられる上、申立人が「30年8月中旬頃までには、同社を退職していたと思う。」と供述していることを踏まえると、申立人の同社における勤務期間は、申立期間よりも短期間であったと考えられること、iii) 申立人は、同社から健康保険証の交付を受け、退職時には返納したと記憶していると供述しているが、社会保険事務所（当時）の記録により、同社において同年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した7人及び同年9月1日に同資格を取得した一人について払い出された厚生年金保険被保険者台帳記号番号は連続した番号であることが確認できることから、同年7月1日の資格取得者の手続は、同年9月1日の資格取得者の手続とまとめて同年9月1日以降に行われたことがうかがえ、同年8月中旬頃までには退職したとする申立人が、同社の在籍中に健康保険証を交付されたとは考え難いこと、iv) 同社に係る被保険者名簿において、健康保険の番号に欠番が無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点も無いこと等を理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成21年12月7日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、「昭和30年5月頃から同年夏頃まで」としていた申立期間を「同年4月6日頃から31年4月20日までの期間のうちの数か月間」と変更し「学校の紹介で4月頃から勤務し、暑い時季も寒い時季も勤務をし、通勤のため、会社から相当な距離のバス停まで歩いて通った記憶がある。」と主張して、再度、申立てを行っている。

しかしながら、申立人から新たな関連資料及び周辺事情の提出は無い上、今回、新たに元従業員5人から証言を得られたものの、当該5人に申立人を記憶する者はおらず、前回、「申立人がB社に勤務していた。」と証言した元従業員二人から再度聴取しても、申立人の勤務期間を特定できる証言は得られない。

また、B社と合併したD社に照会したところ、「当社は、昭和51年に、B社と合併したが、申立人は30年から31年当時に在籍とのことであり、当社では、一切不詳である。」と回答しており、申立人のB社における勤務期間及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、申立人が卒業したとするA高等学校に照会しても、「申立人に係る記録が現存しないため、情報提供できない。」と回答しており、申立人が主張する職業紹介の状況について確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月頃から 57 年 1 月 1 日まで

A社に昭和 54 年 3 月頃から 59 年 3 月 16 日まで継続して勤務したが、そのうちの 54 年 3 月頃から 57 年 1 月 1 日までの期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、A社に正社員として入社した後、事業主の指示により、複数の元同僚と共にB講習を受講し、修了証を取得（昭和 54 年 7 月 * 日交付）した。」と主張しているところ、当該元同僚二人も、「詳細な期間を特定することはできないが、申立期間において申立人はA社に勤務していた。また、自身においても、事業主の指示によりB資格を取得（昭和 54 年 7 月 * 日交付）した。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立期間頃に申立人がA社において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は既に廃業しており、申立期間における元事業主は死亡していることから申立人の勤務実態、厚生年金保険料控除の有無及び当時のB講習の状況について確認できない。

また、A社の元取締役兼厚生年金保険事務担当者であった元事業主の妻に申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について照会したところ、当該元事業主の妻は、「当時の資料として保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（以下「通知書」という。）により確認できるとおり、申立人を含む従業員 5 人について昭和 57 年 1 月 1 日付けで厚生年金保険に加入した。また、同日前の期間において当該従業員の給与から厚生年金保険料を控除するようなことはなかった。」と回答している。

さらに、上記通知書により、昭和 57 年 1 月 1 日に申立人と同日付けでA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した4人のうち、所在が確認できた3人に申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、全員から回答を得たところ、「私がA社に入社した日は不明であるが、入社後、昭和 57 年 1 月 1 日前までは国民年金及び国民健康保険に加入していた。事業主から、『大手の仕事を受けるのに厚生年金保険と健康保険に加入することが必須となり同保険に加入することになった。』と説明を受けた。」、「私は、57 年 1 月 1 日前までは国民年金及び国民健康保険に加入しており、その期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されたことはなかった。」、「私は、50 年にA社に入社したが、入社当初、事業主から厚生年金保険の加入の希望を問われたが断った。その後、57 年 1 月から同保険に加入したが、同保険の加入前は国民年金及び国民健康保険に加入していた。」とそれぞれ証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日まで

夫は、A社において昭和 48 年 4 月 21 日から勤務していたにもかかわらず年金記録が同年 5 月 1 日からとなっている。調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B社とA社は会社名が変更しているだけで勤務地の変更は無く継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社に係るオンライン記録及び閉鎖登記簿謄本により、同社の前身がB社である事実を確認することはできない上、B社に係るオンライン記録によると、同社は、「C社」、「D社」と名称変更していることが確認できるものの、A社と名称変更した事実を確認することはできない。

また、A社の元同僚は、「B社とA社は別会社で勤務地も違う。」と証言している。

さらに、A社に係るオンライン記録により、申立期間に厚生年金保険被保険者の資格を有し、所在が確認できた3人に申立人の勤務実態について照会を行ったところ、元同僚の二人は、「申立人を覚えているが、申立期間についての勤務実態はよく分からない。」、「申立人は申立期間にA社で勤務していない。」とそれぞれ証言している上、当該事業所は既に廃業しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

加えて、申立人の雇用保険の記録によると、申立人のA社に係る同保険の資

格取得日は昭和 48 年 5 月 1 日であることが確認でき、厚生年金保険の記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。